

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

平成28年12月13日(火曜日)

出席議員 (21名)

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (3名)

事務局長 鈴木尚君
主事 須藤孝桜君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員 (30名)

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
市民部長 関田新一君
福祉部長 吉沢寿子君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
社会教育部長 小俣学君
行政管理課長 木村西君
総務管財課長 中野哲也君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 広沢光政君
子ども生活部長 榎本豊君
福祉部参事 尾崎淑人君
都市建設部長 内藤峰雄君
学校教育部参事 岡田博史君
企画財政部副参事 遠藤和夫君
秘書広報課長 五十嵐孝雄君
保険年金課長 越中洋君

子育て支援課長 鈴木 礼子 君
青少年課長 中村 修 君
健康課長 志村 明子 君
ごみ対策課長 松本 幹男 君
学校教育課長 岩本 尚史 君

子ども生活部 新海 隆弘 君
副参事
市民生活課長 大法 努 君
環境課長 関田 孝志 君
都市計画課長 神山 尚 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

○16番（佐竹康彦君） おはようございます。それでは、昨日に引き続き再質問を続けさせていただきます。

最後、4点目の若者の意見を市政に反映させる取り組みについて再質問させていただきます。

私、これまでも教えてきていただいたことの中で、一切は人で決まるんだと。若い世代、青年の世代を育て続けた組織、団体が最終的には発展をしていくんだということを常々聞いてまいりました。また、議員という立場にさせていただいてから、各地の視察等で伺わせていただいた際に、各地域の行政のさまざまな先進的な取り組みもやはりリーダーの一念、または一切は人で決まるというその言葉が正しかったなというふうに思っております。

その観点で、ぜひともこの東大和のまちづくりに、この人を育て、その若い方の意見を反映させていくお取り組みをぜひともお願いしたいと思ひまして、この質問を立てさせていただいたところでございます。

それで、東京都市町村職員研修所から出されております平成27年度自治体経営研修の政策課題研究研修報告書、このテーマが若者が参加する政治とまちづくり、若者の低投票率を考える、こういったテーマが掲げられております。その中の第5章、課題へのアプローチには次のような記述がございます。

現状を見ると、施策や予算配分に世代間格差があることがわかりました。人口に占める高齢者の割合が多くなっていることから、高齢者向けの施策や予算が手厚くなる一方で、若者世代への施策はほとんどありません。これからの社会の担い手である若者に対し施策がないということは、行政が若者に目を向けていないと言えるのではないのでしょうか。また、単に予算配分を見直すだけでは根本的な解決にはならないため、まずは行政がこれからの社会の担い手である若者に目を向け、偏りのない行政運営に努め、若者ならではの力を生かす施策を模索していくことが重要であると思ひますと、このように記述をされております。

この課題研究に参加されておられるのは、多摩地域の各自治体から集った若手の職員の方々の方でございます。自治体の若手職員の方にもこれから自治体経営を考えるのに若い世代の政治参加、まちづくりへの参加の重要性は認識されているものというふうに思っております。

そこで、幾つか再質問なんですけれども、まずこの市庁舎内の若手職員からの提案が、さまざま検討チーム等あるというような御答弁でございましたけれども、市政に具体的に反映された事例があるのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 若手職員が提案できる機会ということで、市長のほうからも自主研究グループの活動だったり、あるいはまち・ひと・しごと創生の個別事案検討チームの活動ということで御紹介をさせていただきました。

その活動の内容につきましては、まず理事者や各検討委員会の部長職などの前でプレゼンテーションする形で事業提案などについて報告をさせていただきます。その後、庁内の共有ということで、こういう事業があり

ますので、今後事業を進めるに当たって可能だったら提案、採用していただきたいというようなことで御案内をしているところでございます。

ただ、その提案に対しまして、それを形にするためには庁内の組織の中でもんでいくわけですし、その中でブラッシュアップして一つの事業化にするということになっております。ですので、取り上げて個別事案ごとにその内容が、若手職員からの提案が直接だということまでは、こちらの立場では把握はしてないところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういったアイデアはどんどん出していただいていると。ただそれが形になるにはさまざまな庁内の検討も重ねていくので、それがそのまま反映されているかどうかというのは100%言えないというようなことで認識をさせていただきました。

しかしながら、そういった仕組みがあるということ、御努力いただいていることについては評価をさせていただきたいというふうに思います。ぜひともこれはより強固なお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

先ほども紹介しました報告書の中でも、若手の職員の方々というのもこの自治体の経営、これからのまちづくりに関して熱意もあるし、危機感もあるし、また知識もたくさんございますので、そういったものをぜひとも、当市の若手の職員の方々も優秀な方々、多いというふうに伺っております。先日も職員の方とお話ししたときに、私たちの世代よりも今の若手の職員は大変優秀ですよというようなお話もいただきました。当然採用方法も変えていただいて、さまざまな形で優秀な人材のリクルートに尽力されてるということの結果だというふうに思いますけども、優秀な人材のアイデアを、また実力をぜひとも生かしていけるような体制を今後ともとっていただければなというふうに思います。

次に、審議会における若者世代の枠ということなんですけれども、若者に関する政策を検討する行政の審議会では、全国的におおむね中高年の識者の方が構成員の多くを占めているケースがほとんどであるというふうに言われております。若者の発言が反映される機会は限られている状況になっております。

そんな中で、長野県におきましては、私ども公明党の提案で、行政の審議会に関する指針が2013年4月に改正されまして、若者、おおむね30歳代までの登用に努めることとの規定が明記をされました。これによりまして、指針の改正前は120会議のうち21会議で27人だった若者の登用数が、1年後には30会議37人に増加しておりますのでございます。委員に登用された若者の方、活発に発言をされておまして、ある検討会では委員の大学生が提案をいたしました学校教育での情報通信技術——ICTの活用策が報告書に盛り込まれた事例もあるというようなことでございます。

また、別の自治体でも審議会の委員に若者枠を設けまして、若い世代に限定した委員を公募する動きが出ているというふうに伺っております。

東大和市はこれからも若い世代に住み続けてもらうまちづくり、これを進めていくためには、やはりこれからの世代である若者の意見を取り入れていくことが大きな価値を生み出すものだというふうに考えております。やはりこれから住み続けていただく方の世代の問題意識とか課題とかっていうのはやっぱり若い世代の方が抱えている、わかっているというふうに思います。

この点につきまして市の現状認識と今後の取り組みについて御見解を伺いたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） 私どもも審議会を所管している部署でありますことから、ただいまの御質問に関しましてお答えをさせていただきます。

若者の意見を取り入れるという考えにつきましては必要なことであるというふうに考えてございます。しかしながら、審議会等の委員に若者枠を設けることにつきましては、審議会等の設置目的などにもかかわることですので、一概には言えないものと考えてございます。

他の自治体の動きといたしまして、そういった若者枠を設けている審議会等があるという認識を持ちながら、審議会等の設置目的等も考慮して判断をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまいりろ課題があるということは理解をさせていただきましたけれども、ぜひとも前向きに御検討していただければなというふうに思います。

次に、新有権者のところでございます。

新有権者に関しましても、やはり自分の住むまち、行政、政治、こういったものに関心を持ってもらえるようなさまざま取り組みが必要じゃないのかなというふうに思います。その一つが有権者教育の充実、また選挙への参加の呼びかけだろうというふうに思いますけれども、それ以外にも、日ごろからその若い、10代の有権者に行政が自分たちの意見を聞いてくれる、その意見を反映させてくれるというようなことが実感として持っていたらよいのであれば、もっと自分の住むまちへの関心が高まりまして、ひいては市民協働の力にもなるというふうにも思いますし、またその中から自分たちのまちのために働きたいということで、市の職員として勇んでこの希望をされるような方も生まれてくるのではないのかなというふうにも思うわけでございます。

この従来の新有権者に対する取り組みにつきましてどのようなことが考えられるのか、詳細な御見解を伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨日、市長答弁におきまして現在の取り組みの事例といたしまして年齢制限を設けていない市長と語ろう会・タウンミーティングの開催やさまざまな施策におけるパブリックコメントの紹介があったところでございます。

本年10月に開催されたタウンミーティングにおきましては、特色ある公園についてをテーマにしたところ、有権者ではございませんが、小学生の参加もございまして御意見をちょうだいしたところでございます。

そのほか、毎年実施しております市民意識調査につきましては、2,000人の無作為の抽出ではございますが、18歳以上の市民を対象に実施しているところでございまして、18歳から19歳の方々には8人の方から回答をいただいたところでございます。

意見を伺うという機会とは少々異なりますけれども、成人式の式典後に実施されております催し物の企画につきましては、市内各中学校から推薦された新成人が実行委員として参画し、みずからの意見を反映させた催し物を実施しておりますところでございます。

ことしから18歳選挙権が実施されまして、国におきましても民法上の成人年齢の引き下げも議論されてるようでございますけれども、現時点では10代の有権者の意見の聴取の機会につきましては、市にとりまして今後の検討課題であると考えてるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 現状は現状の中でさまざまなお取り組み、チャンネルを持っていらっしゃるということは理解させていただきました。

しかしながら、意見聴取するということにつきましてはこれからの検討課題ということでございますので、この観点もしっかりと持ち続けていただければなというふうに思います。ぜひとも何かしらの形にしてい

ければ大変ありがたいというふうに思います。

こういったことで、次に、ワカモノ会議ということのお話なんですけども、他の地域、特に近隣市、多摩地域での取り組みがどのようなものなのかお伺いをさせていただきます。

○市民生活課長（大法 努君） 近隣市の取り組みでございますが、立川市におきまして市内在住・在勤の18歳から26歳程度の方を対象にいたしました大学生世代との意見交換会、また高校生世代を対象にした同様の意見交換会をそれぞれ開催しているようでございます。

また、小平市におきましては、今年度、小平市子ども・若者の意識・実態調査を実施いたしております、子供、若者の日常生活の様子や考えていることを伺いまして、調査結果を今後の子供や若者への支援へと考えていく上での基礎資料とするということで実施しているようでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 近隣市におきましてもそういったお取り組みが進んでいるということでございます。そういった事例を参考にさせていただきながら、ぜひとも本市といたしましても何らかのお取り組み、お願いしたいというふうに思います。

私のほうでも少し少々御紹介をさせていただければと思うんですが、このワカモノ会議につきまして、他の自治体の取り組みの事例でございます。

例えば愛知県東部に位置します新城市におきましては、2015年度から10代、20代の若者が意見を出し合い、具体的なまちづくりの政策を立案する若者議会、これは市長の諮問機関として位置づけをされておりますけども、これが設置をされているようでございます。

また、山口県宇部市では同様の取り組みが行われておまして、若者の視点や意見をまちづくりに生かそうと若者会議を2014年度から実施していると。自由に市政に対する提言ができるようにすることで暮らしやすいまちをアピールし、若い世代の定住を促す狙いがある、こういったことがございます。

また、新潟県の燕市というところでは、つばめ若者会議というものを2013年に発足させております。これは若者たちが理想とする燕市を実現するために活動していくまちづくりの場で、若者のエネルギーをまちづくりに生かしながら人材育成などを行うことを目的としているということでございます。これはある調査報告によりますと、市長の若者の声を聞きたいという強い思いから始まったそうで、立ち上げメンバーは公募で75名、これは市民が53名、それで市職員が22名入ってスタートをしているということでございました。

また、小金井市では、若者の市政参加の推進ということが話し合われておまして、第5期市民参加推進会議では短期的には若者中心のワークショップの開催、中期的には（仮称）若者討議会の開催、長期的には市の会議体に必要に応じて（仮称）「若者の課題」分科会等を設置し、そこでの議論を施策推進に反映をさせていこうと、こういった形で計画をしているようでございます。

特に燕市につきましては大変ユニークないい取り組みだなというふうに思っております、これは市民の若者世代だけではなくて、市の職員も入ってまちづくりに参加していこうと、検討を深めていこうと、そういった会議でございます。この燕市につきましては、2013年に20年後の燕市はどうあってほしいかというビジョンとアクションプランから成るつばめの幸福論2013、これを作成いたしまして、この実現に向けてさまざまなアイデアを出していこうということでこういった会議、活動しているようでございます。会員としては年会費が1,000円かかる、研究生が年会費が無料。あと燕ジョイ活動部、これも年会費無料で、このジョイ活動部につきましては特に15歳から29歳の人で楽しみながら活動できる人ということでさまざまなこと、活動内容につい

ては部員のやりたいこと、ノリから生まれたアイデアの実行が活動です。こういった非常にハードルの低いというか、非常に参加しやすいような形で設けておられるそうです。会議の形につきましても、全体会議、実際に会って話し合ったりする会議もあれば、ウェブ会議、ウェブサイトに掲載する内容について話し合う会議とか運営会議、自主会議等とさまざまな形で行われているようでございまして、非常に注目を集めているような、そういった会議だそうでございます。

こういった他の自治体の事例をぜひとも参考に研究をしていただきまして、可能な限りこのような取り組みを当市でも進めていただきたいというふうに思うんですけども、市の御見解を伺いたいと思います。

○**企画財政部参事（田代雄己君）** 今ワカモノ会議の関係で御紹介いただきました。

まずワカモノ会議を推進するに当たりましては、市としてどのような施策に生かしていくかということを中心に整理する――があるかと思っているところでございます。

他市の事例でも、一時的に例えば総合計画の策定のためにそういう若者の意見を聞いた場面があったり、あるいは今御紹介がありました先進市のように、政策のために、政策の一つの判断のためにそういう御意見をいただいているという例もあると思います。また地域活性化のためだったり、市民協働の観点から一緒にまちづくりをするというところでも設置をしていたりする例もあるというふうに認識しているところでございます。

また一方で、市の施策としましては、それぞれさまざまな世代の方々の御意見をいただくという場面も多数ございますので、その辺とのバランスも考慮する必要があるかなというふうに思っているところでございます。

そのようなことから、引き続き他市事例などを参考にしながら、東大和市としてどんな形が望ましいのかということで、必要性なども鑑みまして検討してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 今バランスというお話ございましたけれども、そのバランスが現状大変大きな問題でございまして、冒頭紹介させていただきました自治体の市町村職員研修所でもやはり高齢者の割合が多くなっているということもございまして。シルバーデモクラシーみたいな話もございまして、そのバランスということにぜひとも重点を置いて考えていただきますと、若者の意見も今まで以上に聞いていただく必要があるのかなというふうにも考えるわけでございます。

人口減少に突入した日本におきましては、国におきましても、地方におきましても、またいずれの団体組織であろうと、やはり若い世代の意見に耳を傾け、若い世代のアイデアと実行力に期待をし、人材を育てていったところが最終的には競争にも勝っていくのではないかなということは明白だというふうに思います。

どの世界であれ、後に続く青年が育っていかなければ、やがて行き詰まってしまう。行政におきましても、まちづくりにともに安全を流す若手の職員ですとか、また市に住んで、また市で働いている青年を信頼し、尊敬し、また自分たち以上の人材にしようという強い一念で育成をする必要があるのではないかなというふうに思います。若い世代の意見を十分にくみ上げ、自治体の仕事を任せ、活躍の舞台を与えることがこの未来の東大和の発展に大きな影響があるものというふうに考えております。

この市の職員、先ほど言いましたけれども、大変優秀な若い職員もおられるということでございまして、また市の各機関、各団体、NPO法人等、多くの組織にも若い世代が仕事をおったり、また参加したりしております。商工会におきましても、消防団もしかりでございまして、また社会福祉協議会やシルバー人材センター、市役所等の職員にも若い世代の方々もいらっしゃいます。こうした若い方たちとともにまた若い力を結集して、市や市長が掲げるまちづくりの目標を大きく超えていくような事業の成果を生み出すことができるよ

う、ぜひこの点にも今後とも御尽力をいただきたいということを要望させていただきまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

[15番 和地仁美君 登壇]

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は3つのテーマを取り上げさせていただきます。

1つ目は広報についてです。

昨年6月の定例会でも市の広報について取り上げさせていただきました。その後、市の広報がどのように進化し、効果を上げているかを確認させていただきたく、質問させていただきます。

①先日、タウンミーティングで市長より「東大和市の知名度」が多摩地域26市中25番目だというお話がありました。知名度向上はたびたび職員の皆様からも当市の課題だという発言がなされているところです。

そこで、アとして、東大和市が将来的にも活力ある持続可能な市となるための施策と市の知名度の関連に対する市のお考えをお聞かせください。

イとして、私は市の知名度の向上には広報は欠かせないと考えており、先ほど述べたように、昨年の一般質問でも市の広報について取り上げさせていただき、さまざまな課題や改善策などを共有させていただきました。その後、どのような対策を講じたのかお聞かせください。

ウとして、広報活動の充実により市政にどのような効果があると考えているのか、市のお考えをお聞かせください。

そして、エとして、これからの市政において広報の位置づけ、また影響に対する市のお考えと課題についてお聞かせください。

2つ目のテーマは、東大和市への寄附についてです。

実は、平成23年第2回定例会は私が初めて一般質問させていただいた定例会ですが、そのとき、ふるさと納税について取り上げさせていただきました。その当時、東京都23区、26市のホームページでふるさと納税のことを全く取り扱っていないのは7自治体のみで、当市もその一つでした。

ことし10月より当市のホームページにもふるさと納税についての情報が充実したページが創設されました。これは旧日立航空機株式会社変電所保存のための基金が創設され、広く東大和市への寄附を呼びかける体制が整ったことを受けてのことだと思います。

そこで、幾つかお尋ねしたいと思います。

アとして、本格的に寄附を呼びかける体制が整ってからの反響や寄附の状況について。

a、市内、市民について。

b、市外並びに報道機関についてどのような状況かお聞かせください。

そして、イとして、今後の計画並びに課題についてお聞かせください。

3つ目のテーマは、行政評価など市の取り組みに対する評価についてです。

行政評価は平成12年ごろ注目を浴び、多くの自治体で取り入れられ、当市においては平成18年にやっと行政評価が導入されました。開始時は1課1事業のみが評価対象でしたが、平成24年度からは全事務事業を対象とし、また平成24年度、25年度は市民による外部評価を試行し、現在では東大和スタイルとして定着していると伺っています。

先月、28年度の行政評価が公表されたところですが、その内容を見て幾つかお尋ねしたく、取り上げさせていただきます。

①として、市の考える行政評価などの意義について。意義は全庁的に共有されているかどうかをお聞かせください。

②として、評価の活用方法と効果について。

そして、③として、課題と改善策についてお尋ねします。

以上、この場での質問はここまでで終了とさせていただきます。

再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[15番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、持続可能な市となるための施策と市の知名度との関連についてであります。平成26年2月に東京都市長会が発行しました多摩地域におけるシティプロモーションについての報告書の中に、多摩地域外在住者の市町村名称認知度の項目があります。この項目は、多摩地域外の在住者に対する市に行ったことや住んだことがある、行ったことや住んだことはないが名称は知っているということに関する調査であります。残念ながら多摩地域26市中25番目という結果でありました。

市では、将来見込まれる人口減少を抑制するため、日本一子育てしやすいまちを目指し、子育て支援の施策などを推進し魅力あるまちづくりを進めておりますが、市に来訪していただくきっかけや移り住んでいただくきっかけに東大和市のことを認知されているということは重要な要素になると考えております。

次に、広報活動における課題への対応状況についてであります。市報につきましては市民の皆様にとって読みやすく関心を寄せていただけるような紙面づくりが必要であると認識しております。その取り組みとしまして、文字だけに頼らず、より効果的と思われる写真やイラストを取り入れること、また一面の記事構成に変化を持たせることなどを実践しているところであります。

次に、広報活動の充実による市政への効果についてであります。広報活動の充実により市民の皆様に適時的確にお伝えする市政情報の幅が増し、それらによって情報の共有化が図られるとともに、行政の透明性が確保されることで市政運営の推進に効果があるものと認識しております。

次に、これからの市政における広報の位置づけやその課題についてであります。将来にわたって活力のある持続可能な自治体であるためには、より効果的な施策を展開していくことはもとより、市政情報を発信していくことも必要でありますことから、広報の重要性が一層増大していくものと認識しております。

このような中、効果的な広報活動を展開するためには、従来より活用してまいりました広報手段を効果的に活用し、適時的確な情報提供に努めるとともに、日々多様化する情報伝達手段に関しましても研究の必要があると考えているところであります。

次に、ふるさと納税の反響や寄附の状況についてであります。本格的に体制が整っていない中ではありま

すが、寄附の申し込み状況としましては、平成28年10月の導入から11月30日までの時点で全体では58件で181万6,163円であります。そのうち変電所の寄附は56件で171万5,163円、変電所以外の一般寄附は2件で10万1,000円であります。また、変電所の寄附の内訳につきましては、市民の方と市内の団体からは25件で105万4,000円、市外の方と団体からは31件で66万1,163円となっております。寄附金の納入につきましては多くの皆様の御理解、御協力をいただき、心より感謝申し上げるものであります。

反響につきましては、市内の方、市外の方を問わず、戦争の悲惨さを伝える変電所の保存を求めるものが多く寄せられております。また、自治体として平和事業を推進してほしいというものもありました。市外の方からは、報道により変電所の存在を知った、実際に変電所を見て存在感に圧倒されたなどの反響も寄せられております。

また、8月から9月にかけて、複数の新聞社、NHK、J:COMなどの報道機関に取り上げていただいたことにより多くの方々に周知され、市外の方からもお問い合わせをいただいたり、実際に寄附をしていただきました。

次に、今後の計画と課題についてであります。平成28年12月1日からはインターネットのふるさと納税サイトからクレジットカード決済ができることになり、寄附をしていただく方々の利便性の向上を図ったところでもあります。また、郵便振込用紙ができ上がりましたら、私自身が特に市外の団体等へ東大和市の平和事業の御説明に伺い、御協力をお願いしたいと考えております。皆様方には、市外の団体等、御紹介をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

今後寄附をしていただいた方には、1年に1回程度、市の平和事業関係資料などを送付し、平和への熱い思いを共有してまいりたいと考えております。

また、課題としましては、変電所の保存等の目標金額の達成に向けまして、市内、市外の多くの皆様の御理解、御協力が必要であると考えておりますことから、周知の方法や御賛同いただける方法について、さらに検討を踏まえた上で実施していく必要があると考えております。

次に、行政評価等の意義の共有についてであります。行政評価を行う意義につきましては、効率的かつ効果的な行政経営を推進するための手段としまして、職員が施策及び事務事業の目的や成果認識を持ち、みずからの仕事を振り返ることで課題を発見し、改善策や今後の事業の方向性を見出すこと、また市がどのような活動をしてどのような課題があり、事業の今後の方向性をどのように考えているのかを市民の皆様に説明できることなどが挙げられます。

また、全庁的には、毎年度実施しています行政評価の研修等を通じまして、その意義を含めた行政評価の必要性が共有されているものと認識しております。

次に、評価の活用方法と効果についてであります。活用方法では課題の発見や将来的な事業の方向性等の評価結果により、各課における次年度以降に向けた予算編成に生かすことや政策的な判断をする際の参考とすることなどに活用しているところであります。

また、効果につきましては、評価結果による必要な経費の予算化や見直しの際に反映することなど、一定の効果があるものと認識しております。

次に、課題と改善策についてであります。当市の行政評価制度は、事務事業評価を平成18年度に導入し、平成26年度には施策評価を導入したことにより、行政評価全体の仕組みとしては確立してきていると認識しております。

しかしながら、行政評価全体の精度を上げるという点ではまだ向上の余地があり、特に施策評価の精度を上げることが課題であると認識しております。

今後も研修の実施や評価の実践を重ねる中で、全庁的に精度の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○15番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず広報についてですが、壇上でも述べさせていただいたとおり、先日開催されたタウンミーティング、私も出席させていただいて、冒頭の市長のお話の中で、多摩地域26市中知名度が25位だったというふうに、市長も非常に残念そうな感じで発言されていたのを聞きまして、正直私自身もショックでした。

それで、この結果について庁内では共有されてると思うんですけども、この結果を受けての庁内の反応、もしくは課題意識を持って何か対策を打つというようなことはあったのかどうか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市長会の調査の報告書の関係でございますが、まず多摩地域外の在住者ということのアンケート調査ですので、その内容について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

多摩地域外在住者でございますが、東京都23区と山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県在住者で20歳から69歳までの男女ということです。この調査の期間が25年9月の3日間ということで、インターネットリサーチという内容でその調査結果が上がってるところでございます。

この結果の共有の関係でございますが、まち・ひと・しごと創生の庁内検討委員会等ございますので、そこでも御紹介させていただいて共有をしてるところでございます。

また、庁内の反応でございますが、個別の職員の反応までは聞いてるところではないんですが、ただ情報発信の方法としましてまだまだ課題があるということは改めて認識されたものであると考えてるところでございます。

この結果につきましては真摯に受けとめる必要があるかと思っておりますが、最近子育て施策や、あるいは変電所のふるさと納税等の関係で報道機関に取り上げられてるケースもございますので、この調査が25年9月の調査でございますから、期待としてはもっとより改善してるとはしないかというふうに認識してるところでございますが、まだまだ情報発信の方法につきましては意識を持って取り組んでいく必要があるかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 知名度ランキングだけが全てではないとは思いますが、先ほどの市長答弁では、将来見込まれる人口減少を抑制するために当市のことを知っていただき、来訪していただいて、その結果として移り住んでいただいて、住み続けていただくということにとっては、当市を認識していただくことは重要な要素ということで御発言がありました。

仮に、アンケートの結果のようにこの26市中25番目の認知度が続いたとしたら、改善しているという、期待されているということでしたが、持続可能な市という大きな目標、いわゆる今市が向かっている方向性、全ての施策の大義と申しますかね、それについて実現できないというような可能性があるかどうか、市ではどのように捉えているのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） この調査結果につきましては25年度のことということで、評価の一つである

と捉えているところでございます。これをもって持続可能な市が達成できないということでは捉えていないところでございます。

ただ、市としましては、現在庁内でブランド・シティプロモーション指針というものをつくっているところでございます。こちらにつきましては、まち・ひと・しごと創生のアドバイザーに今お願いしているところでございますが、アドバイザーからの助言によりますと、目的を持ったシティプロモーションをしている団体は仮に人口減少が進んだとしても、他の自治体に比べてその抑制の度合いが高いということが一つ、それとシティプロモーションを計画的にやっってるわけですけれども、その期間につきましてはおよそ10年ぐらいかけて地道に努力していく必要があるということがあります。

そのようなことを踏まえまして、庁内でことしブランド・シティプロモーション指針の作成に着手したところでございます。

この指針の目的としましては、東大和市の人口減少を抑制するというような大きな目的がありますので、その目的に向かって、また持続可能な市となりますようにこの取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) まち・ひと・しごとの関係で将来の課題に向けて総合的に取り組んでいるということは私のほうも存じているところでございますけれども、広報ということで当市を知ってもらおうというのは、いわゆる広報といわゆる口コミというものもあると思うんですけれども、その上では、当市の市民が日常的に読んでいる市報というもので市を知っていただくということも重要だと思うんですが、最近、市報のほうは大分市民に伝えたいという気持ちが紙面から感じられているというふうに私自身は受けとめております。特に一面については、前回の質問のときは毎年毎年、その月の一面のテーマが一緒だということを取り上げさせていただいたと思いますが、いろいろと工夫がなされているというのは一目瞭然だなどというふうに感じておりますが、この情報には知らせるというもの、知ってもらってそれで終わりっていうものと、知った後にアクションを起こしてもらってという情報もあると思うんですが、例えば市報や既存の媒体、現在はホームページ、それからSNSなども使っておりますし、あとはダイレクトメールじゃありませんけれども、その限定された方に封書で送ったりするというような情報発信もしていると思いますが、市のほうで出しております広報という、広い意味での広報という意味の情報発信の効果についての分析や検証というものはされてるんでしょうか。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) 広報効果の分析や検証ということでございますけれども、広報全体にかかわります効果という視点におきましては、毎年市民意識調査の中に広報に関する設問を設けて、市民の皆様のご感想等、いわゆる概括的にというふうな形になると思いますけれども、把握をさせていただいております参考とさせていただいているところでございます。

また、市が主催します事業や講座の一部におきましては、参加者アンケートというものを実施いたしまして、事業の周知に係る広報活動の効果等を把握しまして、次回以降の事業実施等に活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) いろいろな人を集める催し物で、この催しを何で知りましたかっていうような項目があるのは私も目にしたことがありますけれども、そうやって何人の媒体で人がアクションを起こしてくれたのか、イコール広報の効果っていうことを都度はおかっているということなんですけれども、先ほどブランドという言葉

葉が出てきましたが、市全体のその広報効果というものについて取りまとめて分析をする、例えばどこかの課でやった広報活動が非常によかったので、それについてナレッジをストックするというか、そのものを今後の市の広報活動全体に生かしていくというような全体の効果をはかるような取り組みっていうのはされてるんでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ある課の広報活動の効果があつたものについて全庁での共有、マネジメントといったところでの御質疑かと思いますが、今年度といったところではないんですが、一つ事例を申し上げますと、市報、ホームページといった一般的ないわゆる広報ということではなくて、特別など申し上げてよろしいのでしょうか、広報活動を行いまして効果があつた例といたしまして、とある事業のおよそ参加者となる見込みの方、年齢層の方が多く集まる全く別の会合に職員のほうが赴きまして、事業の紹介をさせていただいたところ、その後で実施する事業の参加者が非常にふえたといったような事例を伺ったことがございます。こういったものにつきましては、口頭にはなりますけれども、必要に応じまして事業の主管課のほうに御紹介をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 先日のロードレースなども昨年よりも200名近く参加者が多かったっていうことは広報の効果だということを耳にしたんですけども、それぞれの部や課が行っている広報活動のよい事例や、もしくは改善したほうが良いところを取りまとめると非常にその後の広報にも生かせると思うんですけども、例えば事務事業評価の中でさまざまな事務を自分たちで評価しているという中のコメントに、広報の工夫というものをコメントされている事務事業も目にします。その際には、秘書広報課と連携を図りっていうようなコメントも目にしておりますが、以前の一般質問で、広報を取りまとめる、東大和市全体の広報戦略を取りまとめる必要があるっていうふうに提言させていただきまして、現在は各課に広報担当という方がいて、その方とのやりとりだっていう御答弁だったと思うんですけども、広報というのは専門性も必要な部分もございまして、庁内だけではなくて、いわゆる外に向けての分析っていうものも必要なものだと思うんですけども、この取りまとめる、戦略的に広報を行うということを担っている、それをみずから意識して取り組んでいるような状況に秘書広報課のほうでなっているのか、もしくは別にそういった方を立てているのか、その後の改善について教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 戦略的に広報活動を行うという点につきましては御質疑かと思いますが、現在のところ広報戦略といったものは持ってございませんが、広報担当におきまして幾つかの取り組みを実践をさせていただいているところでございます。

先ほど市長答弁にも市報での例につきましては御答弁にあったところでございますけれども、市報以外の取り組みといたしましては、旧日立航空機株式会社変電所の保存を目的といたしましたふるさと納税の導入に当たりまして、ホームページの特設ページの構築に係る技術的な助言でありますとか具体的な作業、また市役所本庁舎1階の市民ロビーを活用いたしましてパネル展をあわせて開催することを御提案をさせていただきまして、主管課とともに取り組むことでより効果的な広報に努めたところでございます。

広報の担当といたしましては、今後もこうした取り組みをさまざまな形で模索をさせていただき、その実践を通しまして各事業主管課と連携をしながら引き続きより効果的な広報活動を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 広報戦略は今のところないという御発言ありましたけど、先ほどの御答弁の中で、ブランド・シティブロモーションという形で、市をブランディングしていく動きがあるということをお聞きしましたので、ブランディングっていうときには必ず広報戦略っていうものが含まれてきますので、そちらの計画が立ち上がった際には明確に広報戦略というものができ上がるのではないかなと思っておりますが、例えばじゃその戦略がないっていう中で、各課の動きについては一定程度把握している中で、秘書広報課のほうでは市が発信している広報の例えばキャッチフレーズであるとか、デザインであるとか、表現であるとか、そういうものをちゃんと把握して、そこをコントロールするところまではななくても、把握をするっていうような機能っていうのはあるんでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市が発信をしております広報物あるいは情報の把握についてでございますけれども、市報やホームページ等、一元管理を要する媒体につきましては秘書広報課におきましてマネジメントさせていただいておりますので把握をさせていただいております。

しかしながら、市が行います事務や事業につきましては多種多様なものがございますので、細部につきましてはその効率性を鑑みたくて、基本的には各事業主管課におきましてその事業の周知でありますとかを含めた事業展開を考えて進めておるところでございます。

そういった中で進められる広報物やチラシ等々の発行に関しましては、全てをこちらのほうで把握をしておるわけではございませんが、その内容、表現等につきまして事業主管課等から相談があった際には助言や提案をさせていただきまして、よりよいものにしていくというような形での取り組みをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） ちょっと質問の時期が早かったのかなと。先ほど言っていたブランディングをしていく中で、何をしても東大和らしさを感じる、色であるとか表現であるとか、全てのものに一貫性を持つことによってブランドって確立されていくと思っておりますので、今後その計画ができ上がりましたら具体的な動きを私のほうも注視させていただいて、またいろいろと気づいたことがあれば外の目からとして何かお伝えできればなどというふうに思っております。

広報活動の中で、最近の大きな一つの新たな動きと申しますか、そういったものに東大和市プロモーションビデオの作成というものがあったと思うんですけども、このDVDという映像ですね、動画を作成したまらず目的について改めて確認させていただきます。

○企画財政部参事（田代雄己君） DVDを作成した目的でございますが、東大和市の魅力を発信しまして、広く宣伝するためにプロモーションビデオを制作して配信することにしたものでございます。その効果としましては、移住・定住の促進だったり、交流人口の増加、そして知名度の向上につなげたいということで考えておりました。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 動画っていう媒体というか、新たな表現方法で東大和の魅力を知っていただくっていう取り組みだと思っておりますけれども、そうしましたら、広く宣伝するということを何かの尺度ではかると申しましたら、閲覧数であったり、どれぐらい見てくれて、今ホームページにアップされていると思っておりますけれども、そういったDVDがどれぐらい、DVDではないですね、このプロモーションビデオがどれぐらいの方に見ていただいているのかっていうような数値は把握しているんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） プロモーションビデオの関係ですけれども、公式動画チャンネルを東大和市で設けてまして、そちらで映像配信してるところでございます。その再生回数を御紹介させていただきたいと思っております。

12月9日現在ですけれども、魅力いっぱい@東大和市という16分の長いものが1,636回の再生回数です。こちらは28年4月28日に配信しておりますので、それ以降の数ということでございます。それと、住もうよ@東大和市、これは5分ものです、これは541回です。配信日が同日の4月28日からです。3番目、遊びにおいでよ@東大和市、これは5分ものですけれども、797回ということで4月28日からです。

そして、ふるさと納税の関係で、平和を未来へという日本語版、これは5分もので28年10月3日から配信ですけれども、こちらが190回、それと同様に平和を未来への英語字幕版ですか、5分もので10月3日以降で44回というような形の再生回数になっております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今話題の方の動画ほどの閲覧数がないかとも思いますけれども、これ、つくって非常に大変だと思うんですね。いわゆる産みの苦しみだと思います、新たな取り組みだったと思いますし。その後、できてアップして終わりっていうことになってはいないかなというふうに思っているんですけれども、その後追い、これの効果や活用方法について、つくった後どこが所管しているとか、必ず日常的に気にしている、何か使えないかなっていう形で担当しているような方というか、部課というのはどこになるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） このプロモーションビデオの所管につきましては私ども企画課になってるところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 活用方法についてはさまざま工夫がまだできる余地があると思いますので、こういった、これも広報ですよ、っていう形で、先ほど申し上げました大義っていうところに非常に近く直結したような取り組みだと思いますので、ぜひともできて終わりっていうことではなくて、そのつくったものをどう生かすかという、つくった後が本当の勝負だと思いますので、そこら辺をもう少し丁寧にケアしていただいたほうがこの動画のほうも生きてくるのではないかなというふうに思います。

さまざま広報のことを、前回は取り上げさせていただいた、一般質問の続きというか、確認という形で取り上げさせていただきましたが、何人かの議員の質問の中でもありましたように、先日、日経DUALさんのほうのランキングで全国4位に、共働き、子育てしやすいまちランキングで選ばれたって非常にいい材料がありますので、私、これの表彰式とパネルディスカッションのある回に実は参加してきました。上位の自治体さんがやっている取り組み、こんなこと言うと語弊が、失礼かもしれませんが、余り、そんなに東大和、これ1、2、3、すぐ行けるんじゃないかなというようなイメージもありました。その中でやっぱりやっている施策を市民の方に知っていただくっていう部分であったり、対外的に発信するっていう部分であったりってところで工夫をすると、来年は多分表彰式に上るところを狙えるんじゃないかなというような感じがありましたので、このようないい情報を、材料があるんですから、ないところをうその広報はできませんので、これを全面的に活用していただいて広報戦略、今ないと言いましたけど、広報に生かしていただくってようなことは具体的にもう動き始めているのか、状況を教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今御紹介ありましたように、日経DUALの関係で、全国の主要都市と都内

を含めまして全国4位という形で評価されました。これは日本一子育てしやすいまちを目指している東大和市にとっては大変喜ばしいことであると考えてるところでございます。

去年は都内で5位でしたので、その去年の例で申し上げますと、28年の市報の元旦号で市長の御挨拶ありますけれども、その中でもそのような取り組みの成果という形で御紹介をさせていただいております。

こういう喜ばしいことですので、どんどん情報発信していくということが市の魅力の発信の理解につながると思っておりますので、機会や場所などを考慮した上で活用してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 先ほど言っていたいただいたブランディングっていうことも始まっていると思いますので、ぜひとも広報活動、本筋のいわゆる事業とはちょっと違うようなところにイメージしがちですけれども、全部につながっているのが実は広報っていうふうに捉えていただいて、ますます磨きをかけていただければなというふうに期待しております。

続きまして、この項目終わりました、2つ目の寄附について再質問させていただきますけれども、壇上でも述べさせていただきましたように、5年前にも実はふるさと納税について質問で取り上げさせていただいております。その際に市の担当者の方からのお話では、ふるさと納税は地方都市のための税制で、東大和市では寄附を受けることは少ないと考えホームページに情報を掲載していなかったっていうものがございましたが、今回ふるさと納税を大々的に活用することになった理由を再度教えてください。

○市長（尾崎保夫君） これにつきましては、5年前ということで、私も余り意識がなかったっていうのが正直なところですけども、ただ、先ほどの広報の関係もありますけども、26市25番目というのはショックもありますけども、それともう一つは、やはり去年、おとしから戦後70年ということで、私どもの変電所のことをいろいろ調べていくうちに、私どもの変電所というのは全国的に見ても非常に貴重なものであるということが一つわかったということで、今回の私どものほうの平和事業のシンボルになり得るものということで、そして、毎回申し上げますけども、平和ということでふるさと納税を活用したいというふうに考えたわけですけども、ただ、ふるさと納税でやるにしても、私どものほうのふるさと納税は平和への熱い思い、これだけで勝負したい。そして、その思いをどれだけ大勢の人と共有できるかということで、そういった意味では、ふるさと納税というのは最もふさわしいものであるだろうというふうに考えて、ふるさと納税をしっかりと、あの変電所を保存するため、そういうために活動していきたいというふうに思って、最初はそういった意味では余りなかったというのが正直なところなんです。今は逆にしっかりとやっつけようというふうに思っています。

以上です。

○15番（和地仁美君） 市長のお話は全く同感で、ただ、私の初めての一般質問で取り上げた、イコール私の初当選の後の一般最初の一般質問ですから、市長もまだ市長になったばかりで、ふるさと納税のことをケアできてなかったのは当然だというふうに思いますけれども、今お話があったように、熱い思いでということがありますが、ふるさと納税の制度できて大分たちますけれど、最近遅ればせながらというぐらい、テレビでも報道番組の特集でこの県がどうだのっていうのがあったり、いわゆるネットの中でも全国のふるさと納税が一覧できて、そこから簡単に選んで納税できるというようなことがあったりと、非常に盛り上がっているような感じがするんですけども、そういう中でうちの市、そういう盛り上がりの背景を、皆さん多分共通認識あると思いますが、市の認識を教えてください、またそこ東大和市の位置づけが違う中で、何をポイントとして注目してもらって共感をいただくかっていうところについて、市ではどのように考えていらっしゃるのか

教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） ふるさと納税の本来の目的は、居住している場所ではなくて、ゆかりのある自治体だったり応援したい自治体に対しまして寄附を通じて思いを届けるという制度で始まったというふうに認識しております。

ところが、近年は返礼品競争と、今御紹介ありましたけれども、自己負担額が2,000円というところもございますので、その返礼品がよいかとか得かというところの視点でその自治体のほうに寄附をしているという様相も出てきているのかなというふうに考えております。

東大和市としましては、このふるさと納税の活用というのは平和事業ということで、変電所の保存と取り決めてございます。またそれに対する返礼品というのも平和への熱い思いということで取り組んでおりますので、そういう面では返礼品の競争に置かれてます他の自治体とは違った取り組みでないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 返礼品に関しては私もちょっと疑問があるところではありますが、この東大和市にある非常に貴重な変電所を保存するという活動は共感を呼ぶ活動ではないかなというふうに思っております。

その中で、よく、例えというか、変電所の希少性を表現する一つのフレーズとして、西の原爆ドーム、東の変電所というフレーズを発信されているところを私も耳にしているんですけども、広島原爆ドームの保存に関しては費用もかかりますし、さまざまな古いときから活動がされていたことはインターネットなどでもすぐ閲覧できるんですけども、この保存について、広島原爆ドームについては市内、県内からその機運を盛り上げていき、その中で精いっぱい頑張っ、それ以上の力が必要だという形で外に呼びかけを発信していた、当時はふるさと納税というのはありませんので、都内やそういうところで募金活動をしたっていうようなことを見ましたが、そういった意味でいいますと、せつかくこのふるさと納税の寄附を集めるということに関しては、まず市内の機運を高めていくということが必要だというふうに思うんですけども、市内に対する変電所の保存のための、今こういう活動をしているっていうことの発信はどのようになっているのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 変電所の保存のためのふるさと納税でございますが、10月から始まりまして、その段階で市報やホームページあるいはふるさと納税サイト、そちらのほうでこのような取り組みを紹介させていただいております。また、チラシやポスターを市内では公共施設、ちょこバス、モノレールなどにも張らせていただいているところがございます。モノレールの市内の駅ですね。

それと、先ほど秘書広報課長のほうから話がありましたように、変電所の保存の取り組みに当たりまして、市民ロビーで変電所のこととふるさと納税の御紹介をする形でパネル展を10月1日から14日まで開催しております。また産業まつりもチラシの配付、募金の実施ということで11月5日と6日、社会教育課と協力しまして出て、市民の皆様、来場者の方々にこのような取り組みの御紹介をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（和地仁美君） 市内の方に向けても今回のこの取り組みについてさまざま発信をしているという御答弁だったと思うんですけども、先ほど言ったように、広島原爆ドームのときに市内でいろんな子供たちであったり団体が募金活動をしたりっていう、そういう盛り上がりが多分全国に波及したっていうことがあって、まずは市民の皆様がこの希少な戦災建造物のことを認識していただいて、それを守っていきっていう機運が盛り上がるっていうような形の状況がまた外に向けてもより効果的な発信というか、皆様に共感を呼ぶっていうようなことが順番ではないかなって私自身は思うんですけども、広報活動をしている中で市内の機運の盛り上がりっていうものについてどのように認識されているのか、また機運の高まりについては十分だと思っているのかどうかなど、課題等がありましたらその状況に対しての認識を教えてくださいたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 先ほども市内も広報の取り組みにつきまして御紹介させていただきました。例えば産業まつりなどでチラシを配ってみますと、この変電所のことを知ってますとか、この間テレビに取り上げられましたね、あるいは以前親族がそちらに勤めてたとか、そういう反応を実際にいただいたりしてるところでございます。

そういう中でも、ただ市内全体まで全てに行き渡ってるかという視点ですと、まだまだだというふうに思っているところがございますので、まずより多くの方々に変電所のこの保存の取り組みについて御理解いただくということが大事だと思っておりますので、その上で機運の高まりにつきましてはこれからの部分もあるかと思っておりますので、またより多くの皆様に御理解いただけるような形で努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 市内、市民の皆様であれば、さまざま実際の建物に触れたり、またはその関係の展示であったり、いろいろなもので知る機会っていうものは非常にあるわけですから、その部分を知って、ぜひこれを守りたいという機運を高めるっていうことが必要だということだと思うんですが、一方で、市民の皆様で保存に尽力されたり、もしくは資料を整えたりっていうような活動をしていただいている団体があると思うんですけども、そういった皆様と情報交換やいろいろなことはされてると思うんですが、今回のこの保存に向けてのいわゆる資金集めの部分で何か協力をして、いわゆる協働というような観点で何か動きっていうものがあるか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 変電所の保存のために尽力している方々との協働についてでございますけども、現在変電所におきましては、毎月第二日曜日の午後、文化財ボランティアの皆さんに御協力いただきまして内部公開をしてきております。最初の4月のときには桜も咲いていたというようなこともあって、4月10日でしたが、389の方が変電所の内部をごらんになられたということでございました。その後も月1回、内部公開をしてきてございます。当然このときには変電所に来られた方にふるさと納税のPRをしております。

そして一方、平成27年6月のことでございますけども、東大和・戦災変電所を保存する会という団体が発足をしたということもございまして、その団体の皆さんは戦災遺跡の調査などの活動をしておられます。そういう団体の皆さんと連携を強化する中で、保存のための機運を盛り上げていけたらというふうに考えているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） さまざま多くの市民の方が非常に情熱を持って活動されていることは私も知っておりますが、機運を盛り上げていけたらではなくて、いきますと、担当の関係のところには、希望的観測のような

発言ではなく、主体性を持った発言をお願いしたいなというふうに思いますが、その市民の方も今回、先ほど今までの寄附金の中で市内の団体、市民の方からの寄附もあったという御答弁あったと思いますが、市民もふるさと納税、当市にできますよね。市民が変電所の基金に寄附、いわゆるふるさと納税ということをした場合、普通に市に納税するのとどのような違いがあるのか、それを受ける側の市のメリット、デメリットというちょっと世知辛い言い方かもしれませんが、それと市民のほうとどのような、普通の納税するのとどのような違いが出るのかということについて教えていただければと思います。

○市民部長（関田新一君） ふるさと納税と通常の納税ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ふるさと納税を行うということでございますが、市民がふるさと納税を市に行う場合でございますが、他市にふるさと納税を行った場合と同様に、住民税からの控除ということが受けられるということでございます。その場合、通常の納税と比較をいたしますと、現在確定申告をせずに控除の手続がとれるというワン・ストップ特例という便利な制度というんでしょうか、これがございまして、これを利用した場合でお話をさせていただきますと、個人の負担分、これは2,000円残ります。それから個人の都民税、これから控除される分、これは住民税率10%のうちの4%相当分ということでございますが、この2つが結果として市の歳入がふえるということになってございます。

具体的な例でお話をさせていただきますと、例えばふるさと納税として市民の方が市に3万円を例えば寄附をしたということで例をとらせていただきますと、個人の負担分2,000円を超える分が市税から控除されるということですので、控除される金額というのは2万8,000円というふうになります。2万8,000円の内訳は、都民税と市民税、4対6ということでございますので、都民税からの控除分が1万1,200円、これはもともと市を経由をいたしまして東京都にそのまま納付をされますので、控除されたとしても市の歳入に与える影響はないということでございます。市民税からの控除分が6相当でございますが、これは1万6,800円になります。そういたしますと、ふるさと納税額3万円から市税の1万6,800円の影響額、これを引きますと1万3,200円ほど歳入増というふうになるという、大ざっぱな計算でございますが、そのようになるということでございます。

また、通常の納税との違いの2点目といたしましては、例えば今回、御質問者がお話しされますように、変電所に対する寄附ということであれば、変電所の保存等へ直接充当されるということでございますが、通常の納税であれば特定の事業への充当ではなくて、一般財源として活用されるという違いが通常の納税との違いというふうに言えるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今の御説明を受けますと、今ふるさと納税なんかを検索できるサイトでは簡単な自分の年収だとか、家族だとか、寄附するお金をやるとどういふ結果になるかなんていう簡単なシステムも入っているところがありますが、今の御答弁聞きますと、市のほうとしては、普通に納税をしていただくよりも歳入は例でいうと1万3,200円、都税に行く分が増加、市民としては控除が返ってきますので、実際よりも出費がというか、自分のところから支払うものが減ると。ただ、一つ、市のほうとしては、その入ってきた寄附では、目的を寄附された方のほうで選んでますので、用途というか使途が縛りがかかるという、普通の納税とは違うということだと思えますけれども、余りにも多くの市民の方がこれをやってしまうと、市のほうも自由に使える財源というものが少しになってしまうというか減ってしまうので、どうなのかなという部分はありますけれども、そういった市民の方もいろいろな方法でこの保存に対して協力ができるといふようなアナウンスを

もう少ししてもいいのではないかなというふうに思っております。

とにもかくにも、市民の方、市外の方、いろんな方から保存に向けて寄附を募っているところですが、こちらの変電所保存のための寄附の目標金額が2億円ということが書いてありました。なおかつ、第一期募集期間は平成28年10月1日から平成30年3月31日というふうに期間も決められていましたが、この目標金額2億円というのはこの第一期とされている期間の目標金額という認識でよろしいでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 目標金額としましては、募集要項を定めて多くの皆様に周知してるところでございますが、今御説明がありましたように平成28年10月1日から30年3月31日までの期間で2億円という形で表記をさせていただいております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） この2億円というのはたしか以前、修復に必要な額を試算というか、余り詳細にはないけれども、その時点でのっていう形で計算した2億円ぐらいっていうのは、ほかの議員の方の以前の一般質問で答弁にあったと思いますけれども、先ほど始まってからの寄附していただいた合計金額、発表いただきましたけれども、この期間での2億円という目標金額は達成できるというような、今のままの活動で達成できるというような感触というか、担当部のほうで見込みというのはどういうふうに思ってますか。

○企画財政部長（並木俊則君） 目標金額2億円というのは、今和地議員のほうでおっしゃっていただきました。まあ、一つ、今後平成29年度、今の計画の中では来年度、29年度の当初予算で調査委託料を計上する予定になっておりまして、その変電所の調査を実際に実施しないとなかなか修復の費用、保存の費用というのが出てこないというふうに思ってます。過去に今おっしゃいましたように2億円というような数字がありましたので、それを一つの目標といたしました。

実際にまだスタートしたばかりの制度、取り組みでございまして、私ども、現段階のいろいろな情勢から、今後も引き続き目標額に向かっていろいろな努力をしていくところを今の段階では答弁するしかないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） これは目標金額2億円という形で取り組んでいるいわゆる事業の一つだと思うんですけども、その事務事業に対していわゆる定量的に数値目標が立てられるものと立てられないものというものがあると思いますが、これに関していいますと、一つの期間と目標の2億円というものが定められているわけですね。そうした場合に、一般的にいいますと、こういった仕事の類では目標への達成度、イコール評価で、それは誰かがその責任を感じながら運営していくということが私は当然だというふうに思っておりますが、この明確な数値目標2億円というものを達成させるというミッションをきちんと自分のものだと思ってやっている部や課、担当はどちらになるのでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） そのふるさと納税、何が何でもということではじめたのは、私が声かけをしているんですから、最も私が強いミッションを持ってるといふふうに、先ほども申し上げましたように、市内だけでなく、市外の方々も含めて積極的に外交してまいりたいというふうに思っています。

また、年内に必要な資料がそろわないというふうな可能性もありますので、年が明けましたら2億円を目標に、ありとあらゆるところ、行ってみたいというふうに思ってます。

また、皆さん方にはぜひ、先ほども壇上でお願ひしましたが、こういう団体があるよということで、積極的に御支援を、あるいは御紹介をいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○15番（和地仁美君） 市長のほうからお話だということですが、具体的な部分については担当のほうからは何か御答弁ありますか。

○企画財政部長（並木俊則君） 担当の部署ということですので、そちらのほうの答弁をさせていただきますが、大きくはふるさと納税につきましては企画財政部企画課のほうの担当、それと実際の寄附につきましては総務部の総務管財課というふうな形になります。変電所の保存と実際にそういうような修復に努めるところは教育委員会社会教育部社会教育課というような形で、この事業につきまして実際の部だけでも3部にわたりますし、当然のごとくいろいろな今後の広報あるいはいろいろなPRとかといいますと、それぞれの担当課が担当部署のほうで実施しております事業等との連携というのがありますので、基本的には3部体制で連携して行っていますが、いろいろなセクションの連携が必要、かわりが必要というような取り組みになっております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今御答弁、企財部長のほうにさせていただいたとおり、それぞれの役割がある中で連携して進めていく必要のある事業だというのはわかりますが、ともすると、これだけを皆さんやっているわけではない中で、あっちがやってくれてると思ったとか、これは自分の部のほうじゃなかったと思ったみたいなことのないように、扇子じゃないですけど、幾つも役割が分かれてる中の取りまとめをしっかりミッションを自分で感じながら進めていただく人なり、部なり、課っていうところがやっぱりないとまた連携もうまくいかないと思いますので、大きな目標を掲げて期間も決めてやっていることですので、ぜひともこの希少な東大和市の平和事業のシンボルになると、これは新しくつくれるものではございませんので、ぜひともこの保存に向けてやっていただければなというふうに思っております。（尾崎保夫市長「私も協力します」と呼ぶ）そうですね、市長がかなめになってやるっていうふうに今御発言されてましたので、ぜひとも、でも市長は全体の責任者であって、この2億円だけの責任者ではございませんので、ぜひとも情熱を持って取り組んでいただければというふうに思います。

この項目については以上でございます。

最後に、行政評価などについて市の評価制度についての再質問に移らせていただきますが、これは他の議員、副議長ですかね去年の第3回に行政評価の必要性、重要性というものを取り上げられていたと思います。

今回行政評価というふうに私、いろいろな評価がある中でまるっと行政評価という言葉を使わせていただいておりますけれども、当市では事務事業評価、施策評価、そして外部評価などがあるというふうに認識しておりますけれども、そのほかに何か重要な評価というものはあるのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 当市の行政評価につきましては、ただいま御指摘ございました事務事業評価、それから施策評価、この大きく2つに分けて実施をしているところでございます。このうち事務事業評価では、市民目線での意見を参考とするために外部評価を実施しているところでございます。

またこのほかには、行政評価全体の過程におきまして、外部評価の前に実施をいたします二次評価、また行政評価推進会議におけます総合的な観点からの評価であります最終評価があるところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 行政評価、18年からスタートしてっていうことですが、この行政評価っていうのは実は自治法などでは定められているような取り組みではないっていう私は認識です。自治体によっては条例で定めて実施しているところであったり、当市のように要綱のみで実施しているところがあるという認識なんですけれども、私の認識に、その自治法で定められているわけではなく、自分たちがみずから取り組ん

でいるということでもよろしいでしょうか。

○**行政管理課長（木村 西君）** 行政評価につきましては、御指摘のとおり法律に定めがあるものではございません。当市におきましても実施に当たっては行政評価実施要綱を制定しまして取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 要綱で実施している自治体も全国非常に多いというのは認識してるところですが、要綱ということなので、変な話、市長のお考え一つで、市長がかわったときに行政評価をやめられているような自治体があるということもございまして、一定の効果というものを感じられないでみずからやめると、別の方法に移行するという言い方ですかね、そういうようなところもある中で、東大和市は実施し続けているわけですよ。その理由は、市長の御答弁のように一定の効果があるという認識だからだと思えますけれども、その一定の効果というのは具体的にはどのような効果だという御認識でしょうか。

○**行政管理課長（木村 西君）** 一定の効果でございます。この行政評価につきましては、目的を明確にした上で現状や課題の認識、そして改善策を含めました今後の方向性などを明らかにしまして、それを次年度以降に反映すると、いわゆるPDCAサイクルの一つの道具として実施しているところでございます。

制度の導入前が決して機械的あるいは惰性で行っていたということではございませんが、この制度を導入いたしまして仕組みが成立したことによりまして、職員が事業の目的、成果認識を持てる環境になったということも一つの効果であるというふうに認識をしているところでございます。

また、先ほど市長答弁にもございましたが、市がどのような活動をして、どのような課題があつて、どのような方向性を考えているのかということをも市民の皆様へ説明をして共有できているということも効果の一つであるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 効果についての全体感を御答弁いただいたと思いますが、ちょっともやっとしておりますので、具体的に行政評価で一般的に言われているいろいろな視点というものがあつて、顧客の視点、市民満足度ですね、あと財務の視点、予算や決算に関するところ、それから業務改善などの業務プロセスの視点、あとは職員の意識改革や研修内容を決定する際の材料にしたり人事評価に活用するという学習と成長の視点などと言われてる4つの視点があると思いますが、まずこの一番直結するような財務の視点のところでのどのような効果があるのか教えてください。

○**行政管理課長（木村 西君）** 財務の視点での効果でございます。行政評価によりまして評価の結果で経費を縮減することができた場合、その分をほかの事業の財源として充てられるということが効果であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** そうしましたら、顧客の視点と言われているいわゆる市民満足度ですね、その事務事業がどれだけ市民の満足度に貢献しているかという点ではどのような効果がありますか。

○**行政管理課長（木村 西君）** 顧客の視点でございます。市民満足度のみではございませんが、各指標を含めました市民意識調査というものを実施しているところでございます。その結果を踏まえまして、改善点を見出す中で結果として目標値に近づいているというような施策があることなど、そういったことも含めまして行政評価の一つの効果というふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) それでは、いわゆる事務事業評価をした中で、業務の改善といったような意味のプロセスの視点であったり、業務の内容を確認するという視点での効果はどのようなものがありますか。

○行政管理課長(木村 西君) 業務プロセスの視点でございます。こちらにつきましては目的、それから現状、課題を把握しまして改善するという一連の流れで実践をしている、そういったことに使う道具といたしましてこの行政評価、導入しておりますので、そういった面ではその効果があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 人事評価制度もいろいろと工夫が、改善がされてるということは認識しているところですが、さまざまな人に対する評価というのは視点がありますが、一つの具体的な評価として、その事務事業に対してどういうふうに取り組んでいるかという人事評価にも行政評価、活用している自治体あるようですけども、もしくはあと研修ですね、研修の内容をどうやって生かしていくかということで活用しているようですけども、こちらの点についての効果についてはどのようなものがございますでしょうか。

○行政管理課長(木村 西君) 人事評価におけます効果でございますが、人事評価にこの行政評価シート制度を直接使っているということは現在行っておりません。

ただ、参考といたしまして、今後の使い道といいますか、使用方法ということも含めまして、人事評価におきましては業績評価、それから能力評価というふうに分かれるかと思いますが、それぞれの評価をする際の参考になるのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) それぞれの視点についての効果について教えていただきましたが、いま一つわかったようでわからないような感じがしますけれども、先ほど御答弁いただきました財務の視点で経費が削減、縮減したりというような御答弁あったと思いますが、事務事業評価、いわゆる振り返りシートというものを見させていただきますと、経費についてと効果について最後書かれている欄があります。ほとんどが経費は維持するというコメントになってまして、ほとんどですね、経費は削減できると書いてあるところも余りないですし、むしろこれは経費を増大させたほうがいいというふうに自信を持って書いている事業も非常に少ないと思います。

なおかつ、でも全員、ほとんどが効果は向上させる、要するに経費は維持して効果は向上させるというのがほとんどのようにお見受けしてるんですけども、この評価に関して、施策評価のほうではさまざまな指標を持ってらっしゃって、いわゆる定量的に評価できる、数値化できるものというものも幾つも各施策において設定されていると思います。そちらのほうも先日配付されましたので見させていただいてはいますけれども、その結果について、施策、多くの施策のほうで市民満足度を一つの大きな指標として挙げられてまして、その向上や低下、いわゆる昨対について触れて、それについてこの施策が順調に進んでいる、こんな課題があるというようなコメントを皆さん施策ごとに書いていらっしゃいます。

ずっと今DUALの話があって、子育て支援の施策のことなんかは今ずっと上ってますが、実は子育てについては小規模保育とかいろいろなものやっていますけれども、市民満足度がちょっと落ちてるんですよ。自分たちはいろいろやっている中でも、そこに対して市民の満足度を見て、まだまだ課題はある、もっと頑張ろうというようなイメージのコメントが実は書かれていて、非常にガッツというか、ああやってるなという、逆

にそれを見て思いました。

しかし、全ての数値が下がっている施策について、順調である、おおむね良好みたいな一言コメントが書いてある施策もありました。これは一定の基準を持ってその施策について市が全体をまとめて公表しているわけですから、そこに統一感というものをちょっと感じなかったんですけれども、庁内での施策の評価についての統一的な認識、もしくは手法というものはあるのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 行政評価を実施するに当たりましての統一的な手法、認識でございます。

実施するに当たりましては、毎年研修あるいは評価を依頼する際に記入要領を配付するなど、その中で統一が図れるよう対応をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） それぞれの担当から上がってきて施策ごとに取りまとめていると思うんですけれども、それは一定のフィルターというか、きちんと検証がされてからの公表となっているんですか。

○行政管理課長（木村 西君） 行政評価の流れで申し上げますと、担当課から提出されました評価シートにつきましては事務局でございます行政評価課のほうで一定のチェックと申しますか、確認をさせていただいております。必要な修正についてはそこですべていただいているところでございますが、なかなか全てチェックできているかと申し上げますと、今議員のほうから御指摘あったようにできていない部分もあるかと思えます。それらにつきましては、先ほど申し上げました研修を実施する、あるいは毎年実践を重ねるところで改善を図ってきたいというように考えております。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 行政評価全体の制度、あるいはそれぞれの施策評価、事務事業評価、いろいろなところの評価をした中で、やはり私ども毎年度実施していく中で、今和地議員がおっしゃった部分、非常に満足度だけを見て評価するのか、あるいはそれぞれの事務事業の主管課で実際に現場での市民の皆様のいろいろな声、対象となる方の御意見等も踏まえてこの年度の事業の評価をする、いろいろなものが含まれて評価というふうなことで考えています。

ただ、その部分の尺度というのはなかなか一律的にこうだということを、私ども担当の事務局のほうでも示すものができるものもありますし、またできないものもあると。また評価については幾つかの部署、多くの部署にわたるところもありまして、その総論としての評価を書き上げたり記載しているところというのが出てきますので、これはずっとどこが正解ということではなく、私どもの行政評価を常に事務事業について意識を持っていろいろな市民サービスの向上に向けて、あるいは全体的な、財政的な問題も含めて、またいろいろな今後の将来も含めて、いろいろなことを含めて事務事業を評価してもらいたいというのが趣旨でございますので、その意識を職員がまず持っているいろいろな振り返りをし、次年度以降の事務事業の振興を図るというようなことが第一でございますので、なかなか今おっしゃいますように尺度を統一というもの、できるものもありますけれども、なかなかそうじゃないものもある。これも何年度も積み上げていくというのが大事ななというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 確かにその施策の性格というか、対象であったりいろいろなもので定量的な目標を持ってないもの、もしくは市民の意識調査についても、本当にそれがと言ってしまうとあれですけども、一定の母数の中で意識調査をしているので、それが全てだというふうに私も思っておりませんが、数値が満足度だ

けではないものも設定されている中で全て昨対より落ちているというもの、それでなおかつ施策として目標値を持っているもので、目標から遠ざかってしまっているような数値が出ているものに対して、おおむね良好である、問題なく進んでいるという一言のコメントを無責任に市民に公表していいのかという、先ほど部長のほうの御答弁にもありましたが、意識の問題が、意識イコール全ての、本当はまことの尺度になると思うんですよ。その部分が本当に温度差をページをめくるごとに感じます。それについて、市長答弁でも、行政評価全体の精度を上げる必要があるという部分については、今の御答弁と私が感じていることを統合しますと、恐らく人の問題、仕組みの問題というよりも意識の問題ではないかなというふうに推察しますが、27年度の振り返りシートのこの行政評価についての研修への参加者が前年度よりも少なくなったり、毎年ばらつきがあります。その意識の問題や人の問題に対する対策というのは何かされてるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 直接的に実施に当たっての研修、毎年度行っていないと、なかなか庁内で統一したものの考えの中でできないというのが前提にありまして、研修というのは怠ってはいけないということの中で、回数に限りはございますけれど、なるべく出席はしてもらいたいというのがあります。

ただ、どうしても一定の部署にいた場合に何度か同じことを繰り返していますと、次年度の出席についてはなかなか、ほかの事業もありますので出席できないというような理由もあるかもしれませんが、私どもとしましては、先ほども申し上げましたように、この行政評価につきましては毎年度積み上げていくというもの、それと将来、10年、20年、30年、40年、そこまで考えた中で意識を持って事務事業の振り返り、事業の見直しをしていただくというようなところを観点としていますので、積み上げが大事だというふうに思っていますので、今和地議員がおっしゃったような出席率というのもまたこれ一つの尺度かもしれませんが、その年度、その年度の特徴がございますので、一概に人数だけでは把握できませんけれど、積み上げが大事だということは常に職員のほうには研修の機会、その他通知の中で申し上げておりますので、実績をつくりながら行政評価全体の精度を上げていくというような形をとっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） さまざま行政評価というような仕組みが注目を浴びてもう10年以上たってる中で、各自治体、課題であったり、次のフェーズに移ったりというような取り組みがあるようですけれども、一つ、長年いろんな自治体で取り組んでいて、多くの自治体が共通的に課題としているのが、この行政評価の評価をするということを必要だというふうになっているようです。余り当市ではあり得ないと思いますが、先ほど言ったほうに法律で決められているやらねばならぬことではありませぬので、評価疲れ、それから何でこれ評価して自分の仕事がふえてるんだらうというふうな声が現場で上がっている自治体が多くあるというような報告とかレポートも私は目にしております。

当市における行政評価自体の振り返りシートには、これ、事務局の人件費、平成27年度ですと559万円ですかね、ほどの経費をかけてやっていて、それに対するいわゆる一般的な費用対効果、こんな効果がありますよっていうふうに書いてありますけれども、実際に事務事業評価をする各課の負担というものと、その後の業務改善や効率化、もしくは効果の向上といったものにどのような効果があるというふうなものは具体的にはかっているのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 行政評価の評価ということでございます。

先ほど御指摘ございましたように、行政管理課におきましても評価シートを作成しているところでございます。

こちらの行政評価の流れでございますが、現状では毎年2月ごろに研修を実施いたしまして、そこから振り返りシートの作成が始まってまいります。それ以降、外部評価やあるいは施策評価を経まして、10月ごろに行政評価推進会議を開催いたしまして、そこで承認された内容について市長へ報告をするというような一連の流れとなっております。ここまでで約8カ月間かかっているところでございます。

また、先ほど負担ということで御指摘ございました。導入当時は新たにシートを書くということで確かに負担という声もありまして、現在でも負担だというような声は聞かれるところではございますが、そもそもこちらの評価シートにつきましては毎年1回、自分が担当します仕事、これを振り返ることというふうにございます。これはどの業務におきましても当然あるいは必要であるというふうに考えているところでございます。

それから、その評価シートに目的あるいは課題、方向性というようなところで仕事として引き継ぐべき情報が集約されておりますので、そしてその内容といいますのは、先ほど申しあげました住民の方への説明資料になるということからも、負担ということではなくて、一つの仕事の中に組み込まれる通常の共通事務というふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） これ前年度の振り返りをしているということだと思うんですけども、ごめんなさい、振り返りをして全てまとめて市長に報告するまで8カ月間というその期間は、ちょっと私のイメージで、いわゆる去年やったことをまとめて、それを取りまとめてっていうその流れの中で、ちょっと8カ月間というのは、1年の半分以上を前年度の振り返りのまとめに使っているっていうのが、ちょっとそれがいいのか悪いのかがちょっとわからないんですけど、この8カ月間の流れっていうのはどういう内容になってるんですか。

○行政管理課長（木村 西君） 8カ月間の流れでございます。担当課といたしますと、2月ごろ研修を実施しまして、そのころから決算に向けたおおむね1年間の状況が把握できるところでございますので、そこから記入をし始めると。そして、あと残るは決算額、こちらが出るまでに、およそ6月ぐらいになるかなと思いますので、その状況が把握できたときに金額的なところを入れて行政管理課のほうに提出をします。そこから、先ほど申しあげましたチェック等を行いまして、外部評価にかけるものにつきましては6月に二次評価会議、それから外部評価が7月ないしは8月に実施をされます。それらの結果を踏まえまして、10月ごろに行政評価推進会議を開催しまして、と同時に市長へ報告すると、こういう流れになってございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今の御答弁を聞いて推察するに、要するに担当課のほうで事務事業のこの振り返りシートを記入するのは、2月に研修をして文章的なところや入れられる数字を入れて仕上げ、そのまま一回寝かしておいて、決算の数字が出てからじゃないと入れられない数字を入れて、完成した後に事務局なりに上げてっていうような流れというふうに推察しましたが、そうしますと、担当課のほうでやるのは、2月に研修をした後、6月の決算の数字を入れるまで4カ月の間、一気に仕上げる方もいますし、ちょこちょこ仕上げる方もいるというようなイメージで間違いはないか、そこだけ確認させてください。

○行政管理課長（木村 西君） 担当課におきましては、ただいま御指摘いただいたスケジュールで動いているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 私も現場の事細かなことを把握しているわけではないので、余り無責任な発言はしたくはありませんが、6月に決算の数字がまとまるという中で、2月に研修をして、6月の決算の数字の間まで

長い期間をとって事務事業評価を、いわゆる締め切りが大分先だということからスタートするのが本当の意味でいいのか、先ほどちょっと負担感を感じているという声がある中で、結果の精度と、あと現場の中でこれはいつまでにといつきゅっとやってしまったほうが実はいいことができるのかというような、その全体の流れについても、負担感があるという声がある中では一度検証していただくのがいいのではないかなというふうに思います。

さっきの御答弁の中で、仕事として引き継ぐべきことが、情報が集約されているっていうのは私もシートを見て、今の課題、今後はこんなふうな方向性でやっていきたいというのはいろいろな事業で見られますけれども、その企財部長のおっしゃっていた積み重ね、継続というものが需要だということを踏まえますと、昨年度のシートに書かれている課題について今年度はこういうふうにした、今年度新たな課題が生まれた、もしくは引き続きその課題が残っているっていうような、ちゃんとつなぎ目があるような評価シートに、皆さんは読んだらわかるかもしれませんが、そうじゃない私たちやもしくは市民の方が見たときに、この課題について、昨年度の課題について今年度こう取り組んでというようなこのつなぎ目が全く感じられないようなシートになっているんですけども、そういったシートの内容について、本来的な目的をより具現化できるような内容にするような見直しっていうのは行われているんでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 評価シートにつきましてはわかりやすい表記、また内容の過不足の改善ということで日々努めているところではございますが、御指摘をいただきました点につきましては同様に課題ということで認識をしてるところでございます。

評価シートの中には、課題を書く欄あるいは方向性を書く欄というのは設けてございますけれども、そちらが市民の方が見て本当に去年の課題を今年度はこういうふうにしたんだというようなところが見えるかどうかといいますと、少し工夫の余地はあるかなというふうに思っておりますので、そちらにつきましては今後改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） あと1つ、これは提案になってしまうかもしれませんが、この振り返りシートの中で市の裁量は大きいかというような設問があって、市の裁量が大きい、小さいという記入がされてるんですけども、先ほどの一つの方向を向いて市の目指すべき目標について、それぞれ役割や担当しているところは、その目標に非常に近いと感じながらできることと、一見ちょっと遠いようだなって思いながらきちんとやるべき行政の役割を果たしているっていう部署といろいろあると思います。

ただ、よく考えてみたり、先ほど一番最初に広報のほうでも取り上げましたが、市の全体的な方向を示すところに自分がどういうふうにかかわっているのか、もしくはどうやってかかわっていけるのかというものも意識の向上というところには役に立つと思いますので、これがいつまでの大きなテーマかわかりませんが、今は日本一子育てしやすいまちという一つの大きな目標を掲げて全庁的に活動しているのであれば、例えばこの振り返りシートの中に日本一子育てしやすいまちにこの事業はどのように寄与していると思いますかっていう設問があった場合に、自分の仕事とそこへのかかわりを一瞬立ちどまって考える機会を与えるっていうような形にもなると思いますし、庁舎全体の横軸っていうものがぶすつと突き刺さる形になると思います。全く関係ないって書く方もいるかもしれませんが、そんなような法律で定められたわけではないけれども、市政の向上に役立つと思って一定のパワーとお金と時間をかけて取り組んでいることの結果、効果っていうものを市民も感じられるような行政評価という形にさせていただきたいと思います。これは要望です。

今回、大きく3つのテーマ、広報、それから寄附のことで、最後行政評価という形で取り上げさせていただきましたが、実は最初は寄附のことで中心に取り上げようというふう考えた中で、この3つのことはやっぱり切り離せないというふうに思って取り上げさせていただきました。

というのは、具体的な事業がどうということよりも、広報も、広報したんだからで終わってしまう、行政評価もやれと言われていたから評価をして、これを公表して、公表したんだからいいで終わってしまう、もしくは寄附も、ふるさと納税のホームページが充実してやってるんだから、もうここまでやったんだから、変な話、市長頑張ると言っていましたよね、あとは市長お願いねってなっているのかわかりませんが、この一つ一つの事業に相当いろいろな時間をかけて皆さん尽力されていることは本当に感じます。

ただ、それを本当にいい効果に結びつけるという、つくり上げた後の、その後のケア、できて終わりではないところの取り組みというところをしないと、せっかくの日常的な尽力や努力が大きく花開かない、ちょっとしたところだというふうに思って残念に感じていた部分がありましたので、今回はこの3つのテーマを取り上げさせていただきました。

ぜひともいろいろな取り組み、やられているものをより効果的になるような、そしてそういった意識づけをするようなさまざまな工夫を行っていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

1番目として、健康ポイント制度と介護支援いきいき活動事業について質問いたします。

これまでも公明会派として健康ポイント制度については何度も質問をし、具体的な提案もさせていただきました。

そこで、①として、健康寿命の延伸を促す健康ポイント制度（健康マイレージ、ヘルスケアポイント、健康キャッシュバック）についての検討状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

②として、介護支援いきいき活動事業について伺います。

当市で平成23年10月からスタートした介護支援いきいき活動事業は、いわゆる介護支援ボランティア制度です。私はこのことについて過去に2回一般質問させていただきました。1度目は、事業開始直前に事業内容について伺いました。2度目は、この事業の対象を施設でのボランティア活動以外にも拡大できないかを伺いました。

そこで、その後の状況を確認させていただきたく、アとして、現在の活動状況と課題について。

イとして、その他の介護予防事業に対する拡大についてお聞かせください。

①の健康ポイント制度も、②での介護予防いきいき活動事業についても、その事業の目指すところは市民の皆様健康で長生きしていただきたい、また自分自身の健康管理に努め、さらに広く社会貢献して下さっている方をたたえて差し上げたいというものだと思います。また同時に、健康に気をつけ、自立した生活を心が

けてくださる方がふえれば健康保険や介護保険の給付を抑える効果も期待できます。

そこで、③として、健康寿命の延伸と介護予防とを一体的に促すため、幅広い市民を対象とした健康ポイント制度とすることができるか伺います。

アとして、静岡県熱海市での健幸チャレンジを参考に、健康に関するさまざまな取り組みに広くポイントを付与する仕組みづくりができないか伺います。

次に、大きな2番、禁煙支援でさらなる健康増進をということで質問させていただきます。

東大和市健康増進計画の喫煙の章にはこうあります。喫煙は、がん、循環器疾患、COPDを含む呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常や歯周疾患等のリスクがあり、たばこの健康への影響を理解し、これらの疾患を有する場合は重症化予防のため禁煙をする必要があります。また、妊娠、出産予定の女性は、胎児や乳幼児の健康へ影響を避けるため禁煙をする必要がありますと書かれています。

そこで、改めてお聞きします。

①健康のため、禁煙することにはどのような効果があるかお聞かせください。

②現在東大和市中で行われている禁煙支援についてお聞かせください。

厚生労働省の禁煙支援マニュアルには、健診や保健事業での禁煙支援の取り組み方が掲載されています。それによると、健診、保健指導の場での禁煙支援は、メタボリックシンドロームの有無にかかわらず、全ての喫煙者を対象として行うことが重要であるとあります。

そこで、③として、特定健診やがん検診の場での禁煙支援はどのように行われているかお聞かせください。

④横浜市や熱海市では、市、薬局、医療機関が連携し、禁煙相談や禁煙治療を行っています。当市での現状と今後の取り組みについて伺います。

次に、3番、子育て世代包括支援センターについて伺います。

尾崎市長が掲げる日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、地道に積み上げてきた子育て支援が認められ、共働き、子育てしやすいまちとして高く評価されました。市長を先頭に担当部の皆様の努力が認められて本当にうれしく思っています。日本一まであと一歩、さらなる高みを目指し子育て支援の充実を願い、質問させていただきます。

公明党は、これまでも切れ目ない子育て支援が必要であると訴えてまいりました。子育て世代包括支援センターの法定化がなされ、市町村はその設置に努めなければならないとされています。

そこで、①として、子育て世代包括支援センターの設置について当市の考えをお聞かせください。

②として、子育て世代包括支援センターの基本3要件を満たすためには、現在行われている母子保健事業、子育て支援事業、子ども家庭支援センター事業はどのように変化するのかお聞かせください。

③切れ目ない子育て支援のための出産直後の産後ケアとしてどのようなことが考えられるかお聞かせください。

④保育事業との関係をどのように考えているかお聞かせください。

次に、4番、ESCO事業についてお伺いたします。

このほど、公共施設等総合管理計画（案）が示されました。その中には、公共施設等適正化三原則が設定され、原則その3に効率的な維持管理の推進が掲げられました。

今後公共施設の維持管理を効率的に行うためには、省エネによる光熱水費の削減は有効な手段だと考えます。

そこで、①として、ESCO事業とはどのようなものか伺います。

そして、②として、公共施設の設備の補修や更新に当たり、E S C O事業の導入を検討したことがあるか伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、健康ポイント制度についてであります。市では他自治体が取り組むさまざまな健康ポイント制度について情報収集し、その内容の比較等を行い、広く市民の皆様を活用していただける仕組みの構築に向け検討をしているところであります。

新たな制度の構築に当たりましては、対象者及びポイントの対象となる事業の範囲や事業費等の財政負担等の課題がありますことから、今後これらの課題に関しましての検討をする必要があると考えております。

次に、介護支援いきいき活動事業に係る活動状況と課題についてであります。本事業は介護予防事業の一環としまして、高齢者の皆様が介護支援活動を通じて地域貢献や社会参加をすることで健康で生きがいのある暮らしができることを目的としているものであります。現在市内18カ所の介護事業所においてレクリエーションの補助等の活動を行っているところであります。

今後につきましては、活動を受け入れてくださる場所の拡充及び活動の登録者の拡大が課題であると考えております。

次に、対象となる介護予防事業の拡大についてであります。現在市内の介護事業所においてレクリエーションの補助等の介護支援ボランティア活動を行っている方に対しポイントを付与しております。

他市の例では、高齢者向けのサロン等に係るサポート活動等に対しまして実施しているところもあります。このような他市の事例の情報収集を行い、対象の拡充に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、静岡県熱海市の健幸チャレンジについてであります。

この事業は、5つの部門で対象となる活動を行った期日を記録帳に自己申告で記入し、たまったポイント数により景品と交換する内容とのことであります。健診を受ける、運動をするなど、日常的に健康づくりに取り組んでいる方を初め、健康に関心を持つ方が健康に対する意識をより高め、望ましい生活習慣の動機づけや定着の強化を促す事業であると認識しております。

市では、介護支援いきいき活動事業など、既存事業も含め、費用対効果を考慮しながら市の実情に応じた仕組みの構築に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、禁煙の効果についてであります。国の調査による男性のがんの死亡率においては肺がんが非喫煙者の4.7倍であります。禁煙により肺がんのリスクは減少し、禁煙後、10年から14年で死亡率は1.8倍となり、健康への効果が見られると言われております。

次に、禁煙支援についてであります。市では禁煙を希望する方に対し保健師や看護師が随時保健センターにおいて相談に応じ、助言や指導を行っております。また、健康のつどいや肺がん検診等において肺の模型を展示し、呼気中の一酸化炭素濃度測定を行うなど、喫煙による健康へのリスクについて情報提供及び啓発を行っております。

次に、特定健診等における禁煙支援についてであります。特定健診や肺がん検診において受診者の喫煙年数や1日当たりの喫煙本数に応じ、喫煙による健康への影響について医師や看護師等から情報提供を行っております。また、市の肺がん検診では、せきやたんなどの症状がある方や禁煙を希望する方に対し、看護師が喫

煙の状況に応じて禁煙相談や禁煙外来のある医療機関の紹介を行っております。

次に、横浜市や熱海市の取り組みについてであります。神奈川県横浜市では、保健所等において禁煙相談日を設け、ニコチン依存度チェック等により禁煙補助剤や禁煙支援薬局、禁煙外来の紹介を行っているとのことあります。また、静岡県熱海市では、禁煙に関する相談を保健所のほか医療機関や薬局で行っているとのことあります。いずれも禁煙を希望する方に対し継続性や高い利便性が確保されており、禁煙を成功に導く実効性があるものと認識しております。

市では引き続き禁煙相談の実施や市民の皆様への情報提供、啓発に努めるとともに、東京都多摩立川保健所や関係機関との連携を図ってまいります。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてであります。妊娠期から子育て期にわたる子育て世代のさまざまなニーズに対して関係機関が連携し切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターにつきましては、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるまちづくりに必要であると考えております。

また、国の少子化社会対策大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でおおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すという考えも示されております。

現在当市におきましては、保健センターで実施しています母子保健事業と子ども家庭支援センターで実施しています子育て支援事業が連携し、切れ目のない支援に努めているところであります。

今後両事業のさらなる連携強化を中心としました子育て世代包括支援センターの設置について検討を進めてまいります。

次に、現在行われている母子保健事業等はどうに変化するかについてであります。母子保健事業と子育て支援事業、それぞれの視点を生かした切れ目のない支援を引き続き行っていくとともに、個別のニーズにきめ細かく対応するためのワンストップ相談の対応が必要と考えております。

次に、出産後の産後ケアについてであります。国の要綱に基づき産後ケア事業におきまして、産後も安心して子育てができるよう退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートを実施することとされております。

具体的には、家族等から十分な家事、育児などの支援が受けられない産婦に対して、宿泊による休養の機会の提供や訪問またはデイサービスによる支援などが適切に行えるものと考えております。

次に、保育事業との関係についてであります。保育事業における待機児童対策は喫緊の課題であり、出産後間もない保護者にとっても大きな悩みや不安の一つであると認識しております。日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、相談しやすい環境や情報提供を行うことが必要と考えております。

次に、E S C O事業の概要についてであります。E S C O事業とは、顧客となる企業等に対し省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などに係る包括したサービスを提供することで省エネルギー効果の保証などを行い、そこで考えた省エネルギーの効果の一部を報酬として受け取るというビジネスであると認識しております。

次に、公共施設の設備補修や更新におけるE S C O事業の検討についてであります。市では公共施設の設備の補修や更新に当たりましてE S C O事業の導入を検討したことはありません。

なお、現在策定を進めております公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う中で、E S C O事業の導入の可能性等を検討することとなると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時28分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、健康ポイント制度について伺わせていただきます。

先ほど申し上げましたように、何度もこの件につきましては会派で質問し、他市の事例等を出させていただき、そのたびに御答弁をいただいております。

今回質問するに当たって過去の議事録ももう一度読ませていただきまして、結局この健康に気をつけてる人たちを応援していくという意味で健康ポイントを付与するということで、担当は福祉部健康課なのかなという場面もあったり、また、いやいや事業費のこと、また健康に気をつければ当然保険料が抑制されるので市民部保険年金課なのかなと思ってみたり、時には社会教育の、体育館の指定管理のときに健康ポイント制度なんて入ってて、じゃスポーツ推進という意味ではそういう課が担当になるのかなって思いながら、どこが所管していくのかっていうのがなかなかわかりづらい。また、市全体の健康施策を通してということで企財部という御答弁もあったりとかいう中で、しかしながら、ポイントを付与している事業としては、本市としては介護支援いきいき活動事業があるんですよねっていうような流れで過去の議事録を確認をさせていただいたんですけれども、そういう過去の答弁だったということの認識で間違っていないかということで確認させてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） これまでさまざま健康ポイント制度につきましては御質問等、この議会でいただいていたところでございます。

まず健康づくりというような視点で、広い意味での市民の皆様の健康づくり、健康増進というところでは福祉部の健康課のほうがまずは所管課ということで健康増進計画なども策定をさせていただいて、今それに基づいてさまざまな課にまたがるそういった健康づくりへの施策を市としては進めているというところでございます。

介護保険のほうの介護支援いきいきボランティアの制度につきましては、これはあくまでも介護保険の介護予防事業ということで、65歳以上の方の介護予防事業の一環で行っているものでございまして、介護保険料をお支払いいただいた方がボランティア等で判こを押して、それがいっぱいになったときにはポイントに応じてそれを還元させていただくというような制度でございますので、それについてはちょっと介護保険事業ということで別では行っているということでございます。

ただ、全体としては健康づくりということで健康課のほうが所管になるということでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そこで確認なんですけれども、この介護支援いきいき活動事業は、このポイントが付与されてるんですけど、今この施設へのボランティアに行かれた方々の活動に対してポイントが付与されてると思うんですが、このポイントを付与するという意味には、ボランティア活動に対するポイント付与なのか、ボランティア活動をしたことによって御自身の健康づくりに寄与して、ひいては介護予防につながるという意味でのポイント付与なの

か、これたしか国も都も事業費の中にはそういうものも入ってると思うんですけど、そういうポイントをつけていくということへの細かい規定があるのかどうか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護支援いきいき活動でございますけれども、細かい規定というよりは、やはり先ほど部長から答弁させていただきました介護予防事業の一環ということでございますので、介護支援活動を通じてというところでございます。ですから、ボランティア活動であるとかそういうことをやったことで地域貢献だとか社会参加をする、ひいては健康で生きがいのある暮らしができるということに対してポイントを付与するというので、他市等、全国の自治体、200を超える自治体でやっておりますけれども、そんなことで活動しているというのが状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ちなみに、済みません、先に現在の活動状況をもう少し確認させていただきたいんですけども、とはいえ、当市ではボランティアに対してのポイントということで、現在どれぐらいの人がこれに取り組まれていて、どれぐらいそのポイントに対する付与で費用がかかっている、事業全体としてはどれぐらい費用がかかっているのか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護支援いきいき活動事業のまず活動状況でございますけれども、平成27年度の実績ということでございます。登録者が104名、活動されてる方が83名でございます。

それから、実際に付与されたスタンプ数でございますけれども、4,373個、金額でいうと43万7,300円になるわけですが、実際の交付金額は28万9,400円、これは上限額を超えたスタンプ数については付与されないという規定がございますので、交付金額については28万9,400円、あと事業全体の決算額でございますけれども、執行額については147万356円、交付金額を引いた残りの金額については、事務費であるとか、あと社会福祉協議会に対する委託料ということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、50ポイントを超えて活動してるので、ポイントは付与してるけれども、その対象になるところはそれぐらいですよということの理解かと思えます。

前もこの制度を介護予防という観点でもう少しいろんな事業に展開できませんかという質問はさせていただいたんですけども、今のところのかつてのままなのかなというふうに思ってます、それは先ほどの御答弁ですと、そういうことを受け入れてくれる、この事業を受け入れてくれる施設を拡大していくという中では拡大を考えているけど、今のところそれが無いという理解でいいのかなというふうに思いますが、一方、介護予防ということに対して広くポイントを付与することができるのであれば、例えば直接ボランティアにはならないかもしれないけれども、御自身がそれこそロンド体育館でやってるさまざまな事業に参加して健康づくりをしますよとか、毎朝ラジオ体操に参加してますよとか、そういうことでも十分介護予防の効果があると思うんですけども、そういうところに事業を拡大していくことはできるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護支援の活動の内容という御質問だろうというふうに思いますけれども、現在介護保険事業の中でやってる事業の中心というのはボランティア活動なんですけれども、それとあるいはまた他市でもやってるようにサロン活動であるとか、あるいは配食サービス、そういうものに対して主体的にそういう事業の活動をする場合には付与をしているということでございますけれども、今議員のおっしゃったように、ある事業に参加して、スポーツクラブであるとか、体操であるとかということについては、たしか岡山市さんで特区をとってやっている例はあると思いますけれども、それは特区という特別な制度を使ったので、

一般的にはやはりボランティア活動が中心かなというふうには認識をしてるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 介護状態になってしまう幾つかの要因というのはいろいろ分析されてると思うんですけど、かつてロコモティブ症候群とかいって、骨折してしまったりすると一気に介護が必要になったりとかということも十分あるんですけど、そうではなくて、実は廃用性といっているんな活動が不活発になって家に閉じこもりがちになってしまって、日常生活ができなくなってしまって介護につながってしまうっていう方たちが実は多いんだっていう勉強もさせていただきますと、ボランティア活動をしなくても自分が活動することで介護予防につながってっていうのが介護予防の大きな考え方ではないかというふうに思うんですけども、この点の考え方について確認させてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 介護予防につきましては、幅広い意味ではそういったボランティア活動を行うことで御自分の健康増進や介護の予防ができるっていう以外に、御自身がそういったところでいろいろなところに出て、外に出て活動をするといったところとか、例えばあとは健診をきちんと受けるとか、そういった体に、いろんな食事なども気をつけて何かするとか、そういったものも幅広い意味では介護予防というふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、その前にちょっと戻って健康づくりっていうところから始まって、介護予防っていうことは、決してどこかで分断されるものではなく、継続的に全て取り組んでいくということが最終的にはこの目指すところなのかなというふうに思います。

今回この熱海市の健幸チャレンジという事例を視察させていただきまして勉強してきましたんですけど、この事業について多分調べていただいていると思いますので、どんな事業かももう少し詳しく教えてください。

○健康課長（志村明子君） 静岡県熱海市の健幸チャレンジの制度の具体的な内容でございますけれども、熱海市では40歳以上の市民の方を対象に、4月から12月までの9カ月間に専用の記録帳に自己申告で活動を行った日付を記録していく内容となっております。対象となる活動は5つの部門から成っておりまして、社会参加・運動部門、学習部門、減塩部門、ボランティア部門、健康・管理部門となっております。100ポイントまたは200ポイントで図書カードや日帰りの温泉券などの景品と交換できる内容ということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そのとおりでなんですけど、こちらの事業費はどのような形で組まれてますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） こちらの事業費についてでございますけれども、まず記録帳として1冊を100円程度で、雨に濡れても破れないように上質な紙を、特殊な紙を使ってつくっているということでございました。それが大体二、三年ごとに印刷し1回2,000部つくるということで28万円程度、また先ほどの景品につきましては1人1,200円程度を見込んでおるということで、半数の方が景品の交換を行う試算として、景品に関して52万円程度を事業費として予算計上しているということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） その要するに事業費が出る部門、どういったらいいんですかね、要するに健康保険が縮減されるからそちらから出てるのか、介護予防的な事業として事業費が組まれてるのか、ちょっとそういうことを伺いたいんですけども。

○福祉部長（吉沢寿子君） 熱海市のこの健幸チャレンジ事業の事業費につきましては、平成26年度から40歳以上に対象を広げられてるということでございます。40歳以上65歳未満の方の事業予算につきましては、健康づくりを担当する課のほうから一般会計の予算で計上されてるということです。65歳以上の方々の事業費につきましては、介護保険特別会計のほうの地域支援事業費として計上してるということで、少しそこが非常に複雑なことになってるっていうようなことで熱海市の方のお話があったということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ちょっと26年ということで、多分その前はまたちょっと違う組み方で、全体的に介護予防みたい感じで、40歳から皆さん介護保険料を払いますので、40歳から被保険者になるという解釈のもとに介護予防だということでやってたんですけど、やっぱりそれはちょっと違うのではないかとということで、40歳から65歳と、65歳以降の組み方に途中変わったんだと思うんですけども、でも、先ほど壇上でも述べましたように、広くこの介護予防って、65歳からいきなりできるものではないですから、そういう意味では広い解釈をしながら健康づくりも介護予防なんだっていう考え方のもとに、今東大和市がやってきているこのポイント制度を少し変化させながら、もう少しいろんな活動をすることが最終的には元気で長生きができるんだっていうもとの、広い意味で健康ポイント制度ができないかなというのが今回の質問の趣旨でございます。

そうしますと、非常に見ていただいてわかると思うんですけども、自己申告なんです。点数のつけ方とか、お金のつけ方とかでいろいろ費用がどういうふうにかかるのかっていうのは工夫のしどころだと思うんですけども、要するにやっている市民の人たちが励みになって健康で長生きができるという形であればいいと思いますので、もう少しこういう多くの人たちが取り組みやすいやり方が当市としても研究できないのかなというふうに思います。自己申告だからするんじゃないのとかって思っちゃうのかもしれないんですけど、そうではなくて、やはり市民の方たちとかかわりながらこの辺のポイントなんかも付与してるっていうことで、皆さん真面目に取り組みをされていて、換金できない、1冊目終わっちゃって換金できませんよっていうんだけど、やっぱり記録つけたいから2冊目欲しいわっていう方たちが、当市のいきいき活動事業も50ポイント超えてもポイント加算したいわって、自分がやってきたことを見える化したいわっていうふうに思っていると思うんですね。なので、そこは金額の多寡でははかれない御本人の満足感と、また皆様が頑張っていることが見ていただけるっていう形になるのかなって。そうやって多くの人たちが楽しみながら取り組んで、なおかつ健康になっていくっていう仕組みを、さまざま今までも健康ポイントについて会派としても提案をさせていただきましてけれども、この辺だととてもやりやすいのではないかとというふうに思って今回提案をさせていただいておりますが、この点いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 熱海市の事例ということで御紹介いただきましてありがとうございます。

私どももいろいろちょっと調べさせていただきましたら、議員のおっしゃるとおり、熱海市さんはそういう意味では非常に工夫をされていて、景品なんかポイントが100ポイントたまれば大体500円分のを返したりとか、それが中身も余りすごいものじゃなくて、しょうゆさじだったりとか、クオカード500円だったりとか、割と安くやっってるなっていうことで工夫されているなと思います。最高でも200ポイントで歩数計だったりクオカード1,000円分だったっていうことなので、そういうことをこれを拝見させていただくと、当市においても市民の皆様が幅広く健康に取り組んでいただくということで意欲を喚起して継続していただければ、割と手軽に取り組めるものなのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 当市ではボランティア活動だけでなく、先ほど言ったラジオ体操や、またゆうゆう体操など、既に組織化されて十分に介護予防や健康づくりができること、先ほども言いましたけど、体育館も指定管理の方々のもとにさまざまな事業が行われて大変人気だというふうにも聞いておりますので、例えばそういうところの参加はスタンプだったり、シールだったり、自分が書くだけじゃなくて人が押してくれるポイントだったりっていう形で、さまざま工夫ができるかなっていうふうに思いますので、当市ならではの健康ポイント、そろそろ形になってくるといいなというふうに期待をしておりますので、何とぞよろしく願います。

ちなみに、先ほどのしょうゆさしですけれども、熱海は要するに塩分を控えるということにすごく力を入れていまして、男性の寿命がなかなか延びていかないので、それはやはり減塩なのじゃないかということで、そういうあたりでもちょっとずつ出るしょうゆさしとかがプレゼントされているようで、そういうところでも地域の市民への心配りっていうのを感じられますので、東大和市ならではの健康ポイント制度、一日も早く実現するといいなというふうに思っております。

続きまして、2番に行かせていただきます。

禁煙支援でさらなる健康増進をということで、2番目の質問をさせていただきます。

喫煙はあくまでも法的に認められた個人の嗜好品ですので、吸う吸わないは個人の権利として自由かなというふうに思っております。

その上で、当市の健康増進計画を見ますと、喫煙に対して幾つかの取り組みがなされておりますけども、先ほどは肺がんになるリスクが禁煙をすることで高まるという御答弁でしたが、健康増進計画にはもう一つCOPDの危険性、慢性閉塞性肺疾患についてということで、この病気の周知を高めるということが書かれておりますが、このCOPDの病気というのは喫煙とどういう関係があるのかお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 慢性閉塞性肺疾患COPDの疾病の説明についてでございますが、これは喫煙によるものが9割となっている病気で、たばこに含まれる有害物質等により肺に炎症が起り、気道が傷ついたり肺胞の組織が破壊されることにより呼吸機能が低下していく病気とされており、完治が難しいとされておるものでございます。

COPDの患者数は増加傾向にありまして、平成25年の人口動態統計によりますと、死亡患者数は1万6,443人で、男性の死亡原因の第8位となっております。立川保健所管内の平成27年の死亡者数は43人、当市は6人でした。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ただこの禁煙をすることで肺炎や先ほどのCOPDの予防にはつながるということなので、予防なんだなというふうに思うんですけども、一方、禁煙治療ということで2006年から保険が適用されるようになりましたけれども、この背景はどういうことなのか、保険が適用されるということは予防ではなくて治療だというふうに思うんですけども、この保険適用の背景を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 医療機関における禁煙治療についてでございますけれども、こちらは平成18年から要件を満たした場合に保険診療で受けられる形になったものでございます。この要件といたしましては4項目ございまして、現在たばこを吸っていて直ちに禁煙しようと考えている、またニコチン依存症診断テストの結果が5点以上である、医療機関で禁煙治療の同意書に署名を求められることに同意する、喫煙指数が200以上であるというようなことで、禁煙したいと思ってもなかなかやめられないといったようなこと、また禁煙

治療はニコチン依存症の治療にも重なることでなかなか御自分で服薬では難しい、そういった側面から医療機関においてある程度の要件を決めた方が治療対象とされたことと解釈しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　なので、この禁煙治療というのはほかの病気の前防ではなくて、ニコチン依存症に対する治療だということで保険が適用されるようになった。喫煙自体は自由な権利であるけれども、そのことに保険を適用していこうということに対しては、恐らくこの保険適用まではさまざま国でも検討がされたのではないかと思います、結局2006年保険適用につながった。この治療に値するニコチン依存症というのはどういうものか教えてください。

○健康課長（志村明子君）　ニコチン依存症についてでございます。

これは喫煙によりニコチンを体内に吸収することで肉体的、精神的にリラックスした状態となります。これは通常脳から分泌される神経伝達物質が作り出すリラックスを起す作用などの脳の神経活動において、ニコチンがこの神経伝達物質のかわりをする、そういったことによって次第にニコチンへの依存度が高くなり、ニコチンが不足するとリラックス作用が作用されずいらいらや頭痛、不安等の症状があらわれる状態ということになっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　そうしますと、喫煙をしたいという意味は、それは尊重するとして、禁煙したいっていう意味があったとしても、このニコチン依存症になってしまうと、実はしたくてもできない人たちがいるというふうに思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　ニコチンの依存度につきましては程度がございまして、依存度チェック表等により自己チェックができるものとなっております。このチェック表により低い方に関しては、禁煙を希望する場合はたばこを吸わない環境に身を置いたりするというところでございますけれども、中程度以上の方に関しましては、禁煙外来や禁煙補助剤を使つての禁煙が望ましいというふうにされております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　ありがとうございます。

なので、禁煙したい人を援助することは健康のために必要なかなというふうに思っています。

当市で今どのような禁煙支援がなされているかということで御答弁をいただきましたけれども、保健師さんや看護師さんが随時保健センターにおいて相談に応じるというふうにかかれていて、この随時というふうにかかれてはいるんですが、随時というのはいいようで悪い、いつでもと言われるとなかなか行けなかったりするのかなと思うんですけど、現在保健センターでどれぐらいの方がこの禁煙について相談に来られているのか、またどのような相談を行っているのか教えてください。

○健康課長（志村明子君）　健康課におきましては、肺がん検診やまた健康のつどい等におきまして禁煙を希望される方に関しまして、肺の一酸化炭素濃度を測定したり、禁煙外来をしたりなどの支援を行っております。

ただ、どのぐらいの数をとったかということですけども、そちらのほうは集計をしておりませんので、数については把握はしてございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　先ほど保険が適用になる条件が幾つかありましたけれども、このニコチンチェックみたいなことまで保健センターで行っているのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 禁煙の御相談があったときのニコチン度チェックでございますけれども、保健センターのほうにも自己チェックできる表を御用意してございますので、御希望に応じて自己チェックをしていただいた後に禁煙外来や禁煙の方法について助言、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。じゃ保健センターではそういう形だということでも理解をしました。

続きまして、特定健診やがん検診の場でも厚生労働省では喫煙者には必ず禁煙支援をするようにということで書かれておりますが、そのマニュアルの中には短時間支援というのと標準的支援ということが書かれておりますけれども、当市の特定健診においてはどの程度の禁煙支援がされているのか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 当市の健康診査受診時におきまして、喫煙者に対する禁煙の支援ということでございますが、健康診査の受診時におきましてはまだ結果が出てございませんので、その状況では声かけを行うということが効果的であるというふうには考えておるんですが、一方で、健康診査の実施の医療機関全てにおきまして専門的な禁煙支援ということは困難な状況でございます。

なお、健康診査の結果が出まして、その結果、保健指導に該当となってしまわれた方につきましては、生活習慣病などの疾病、それと喫煙には関係があるということもございますので、禁煙を希望される方には禁煙治療等の情報提供を行っておると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

さっきから言ってるニコチン度チェックっていうのは、すごい難しいのかと思うとそうでもなくて、たった6項目だけなんです。例えばどんなことかっていうと、朝が覚めてから何分後ぐらいにたばこを吸いますか、その分数によって点数が決まります。喫煙できない場所だと我慢が難しいと感じてますか、イエスですか、ノーですかとか、一日のうちどの時間帯のたばこをやめるのが一番未練を感じますか、これは目覚めの一本なのか、それ以外なのか二者択一なんです。あと一日何本吸いますかというので点数がついてます。目が覚めてから二、三時間以内に吸う本数のほうがそれ以降より多いですか、少ないですか、6番目が、病気で一日寝ているようなときでもたばこを吸いますかと、この6項目の自己チェックで点数がつくっていう、そんなに難しくないとチェックなんですけど、なので、先ほど言った保健センターの禁煙相談のときも、その特定健診でちょっとやめたほうがいくなって思われるような人たちも、ちょっとこういうのをすると自分がどういう状況に置かれているのかっていうのはそんなに難しくなくわかるのかなというふうに思います。

一方、この禁煙治療ができる病院というのは限られておりまして、当市では私が確認したところだと6ぐらいの病院だと思うんですけど、この禁煙外来をすることができる医療機関はどういう条件があってこの禁煙治療ができるのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 禁煙治療が行える医療機関の要件でございますけれども、禁煙治療のための標準手順書に基づいた要件がございます。こちらは禁煙治療プログラムというものに沿った禁煙指導を行っていくものでございまして、初回から最新5回までを受けた中で段階的に禁煙補助剤を使って、どの程度禁煙が進んでいるかを継続的に診察をしてフォローするという、そういった体制ができる医療機関、またそういった専門的な講習を受けている、そういったスタッフがそろっている医療機関、そういったような要件が設定されてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　なので、自分が特定健診を受けたところで必ずしも治療ができるわけではないようにすけれども、その置かれている状況を例えばこのニコチン依存度チェックみたいなのですぐらいのところまでは特定健診の中でできてもいいのかなというふうに思います。

④に移りますけれども、そういうことを行政が取り組んでるところの事例を横浜市と熱海市で挙げさせていただきましても、横浜市は大きな市ですからいろんなところに区役所がありますが、横浜市は禁煙相談日っていうのを設けていて、そのときに予約をして改めて訪れて、主にカウンセリングを中心とした禁煙相談をするそうです。横浜市においては薬局も禁煙サポート薬局みたいなものが手挙げて、うちはそういう支援をしますよという薬局が幾つかありまして、カウンセリングだけではなかなか難しい、補助剤なんかを使ったほうが効果的かなと思われる方たちはそちらへ誘導されていく。そこで補助剤は使ってみたけど、やっぱりもう少し治療が必要だわっていう人は禁煙外来に紹介されるみたいな、少し段階を踏んだ支援がされているようでございます。

薬局に関しても、先ほどの病院と同じように禁煙サポート薬局みたくできるようなになってるようなんですけど、これがどういう形で資格を得てるか、調べてらしたらちょっと教えてください。

○健康課長（志村明子君）　東京都多摩立川保健所によりますと、禁煙の相談支援が受けられる薬局等についてホームページで紹介しております。

市内では6カ所において禁煙の相談支援が受けられる薬局とされておりまして、主な相談支援の内容としましては、禁煙補助剤のニコチンガムやニコチンパッチの正しい使い方や使用するときの注意点、そういったものの細かい説明から、その方の喫煙状況によって使うのがより適切な補助剤の御紹介等を行っているというような内容になってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　済みません、当市で薬局で6カ所というのはちょっと私もよくわかってなかったんですけど、横浜市とかもほかで取り組んでるところの薬局の話ですと、日本禁煙学会主催の禁煙サポーター講習というのがありまして、そこでその薬局の人たちがどういうふうなサポートをしていけばいいのかっていう講習を受けられて、そういう薬局として名乗りを上げているというようなことがあるようでございます。

一方、熱海市は、禁煙外来を掲げている病院も実はなくてという形なんですけど、熱海市の場合は女性の喫煙率が非常に高く、なかなかそこが改善されないということで禁煙相談を行い、また薬局、医療機関と行政と連携をとりながら治療に当たっているっていうことでございます。

私も1カ所だけ、市内の調剤薬局に行きまして、こういうことをやっているところがあるんですけど、薬局としてそういう取り組みはどうなんだろうかっていうふうに申し上げたら、やはり日常の薬局としての業務がある中で、また別枠でそれを設けていくっていうのは単独の一つの薬局の意思だけではなかなか難しいなっていうお話がありまして、やはりここは行政とお医者様と薬剤師さんと体系的に連携をとる中でより効果的な禁煙支援ができるのかなというふうに思ったんですけども、当市としてこういう取り組みをしていこうと思ったらどういうことが考えられるのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君）　市でもしやれることということでございますけれども、市長からの御答弁もいただきましたとおり、これまでも市では健康のつどい等を通してその肺の模型なども皆さんに見ていただいて、そういったところで周知等もさせていただいておりますし、保健センターで年5回、定期的に成人健康相談等を

実施しておる中でも禁煙等の御助言等も行わせていただいておりますことから、そういった中も通じまして、この禁煙の相談支援ができるクリニック、診療所の先生方とか薬局の方などもそういった連携、情報提供等できるかどうかも含めて、連携ができるかっていうところも含めてお話ししたり、ちょっとどうやったら連携とれますかっていうようなことでまずは考えていくようなのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今回この質問をしようと思った背景は、私の周りにもいっぱい愛煙家と名乗る人たちがおりまして、禁煙って難しいんだろなっていうふうに思っていました。ところが、いやいや私は無料でもらったニコチンパッチ3枚で禁煙できてしまいましたという方がいらして、喫煙してる人の中でも禁煙したいって思ってるけどできない人も結構いるものですよっていうお話を聞いて、ああそうなんだと思ひまして、改めて調べてみると、本当にニコチン依存症というのは乗り越えられそうで乗り越えられないものなんだなって思ひまして、それは本人の意思が弱いかかそういうことではなくて、一つの病気として捉えて差し上げた場合に、健康増進につながるのであればもう少し支援できることもあるのではないかというふうに考えて今回の質問をさせていただきました。

先ほどの1番、2番と健康増進について質問させていただいたわけですが、厚生労働省ではこの健康寿命を延ばそう、スマート・ライフ・プロジェクトというのをやっております、ああそうなんだって思って加盟団体を探していたら、東大和市も加盟しているということがわかりまして、このスマート・ライフ・プロジェクトというのがどういう運動か、ちょっと通告してないんですけど、もしお答えできるようだったら教えてください。

○健康課長（志村明子君） スマート・ライフ・プロジェクトにつきましては、健康寿命を延ばそうということで政府がキャッチフレーズを掲げている国民運動でございます。4項目ございまして、健診を受けよう、あとは野菜を食べよう、それからたばこをやめようも入っていましたかね、その4つの項目で推奨されている国民運動でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、突然だったので。あとは運動しよう、あと禁煙しよう、この4項目が掲げられています。毎年健康寿命をのばそう！アワード表彰というのがありまして、団体だったり、自治体だったり、いい取り組みには賞をもらえるというのがありまして、健康課も福祉部も頑張ってるので、子育てだけじゃなくてどっかで賞がとれないかなって思っておりますので、先ほどの介護予防事業、また健康ポイント、さらに禁煙支援と、当市ならではの健康増進の施策をやりまして、またどこかで褒めてもらえるといいなというふうに思っております。

続きまして、3番目に行きます。

子育て世代包括支援センターについてお伺いをいたします。

既に他の議員も取り上げられておりますし、当市の子育て支援が充実しているということは皆様もよく御存じなので、できるだけ重ならない形で質問させていただきたいと思ひます。

このセンターの設置については必要があるものであると、32年度末に全国展開をしていくので、当市でも取り組んでいくというふうな御答弁をいただきましたけれども、このセンターを設けていくという中での方考え方は、一つは少子化対策として切れ目のない子育て支援を行うということがありまして、そしてもう一つが、虐

待による児童の死亡率が全国的には実はゼロ歳児が4割であるという事実でございます。ですので、生まれてちょっとしてからとかいうわけではなくて、妊娠期、出産期という形で支えていかなければお子さんを育てていけないという状況の方たちが多いっていう中で、この切れ目のない、今までよりもう少し前倒して充実した子育て支援が必要だということがこの子育て世代包括支援センターの設置の目的だと思います。

そういう意味では、当市の状況、ちょっと教えていただきたいんですけども、このいわゆる産んで直後に虐待につながってしまうような危険性のある方への手を差し伸べていくという中で、母子手帳が未発行のまま駆け込み出産をしてしまうような人は当市にはいらっしゃるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成27年度の妊娠届け出の状況によりましては、妊娠16週以降の届け出はございませんでした。記憶の中でも、近年分娩後に母子手帳を発行したケースは最近はないものと認識しております。

○19番（東口正美君） そういう意味では、当市はこの部分はそんなに心配しなくても大丈夫なのかなというふうに確認をさせていただきましたけれども、何年か前に議員団で昭和病院の見学をさせていただいたときには、さまざま、妊婦健診14回無料ですとか、御出産一時金の増額ですとか、党としても力を入れて取り組んできてはおりますが、それでもやはり駆け込み出産というのはなくなるんだよねというふうに言われていて、いたし方ない部分がありますけれども、やはりこの辺も今の時代の中で注意をしていかなきゃいけない部分かなと思いましたので、最初に触れさせていただきました。

続きまして、基本3要件を満たすためにということで質問させていただいておりますが、基本3要件、改めて確認させていただいてよろしいでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 子育て世代包括支援センターの満たすべき基本3要件なんですけれども、1つ目が妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援することとなっております。2つ目に、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようきめ細かく支援することとなっております。3つ目が、地域のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと、これら3点が子育て世代包括支援センターを満たすべき基本3要件と認識しております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

御答弁ですと、この母子保健事業とまた子ども家庭支援センターが連携をしながらこの3要件を満たしていくということでもございましたけれども、先ほども言いましたように、当市の子育て支援は充実しておりますので、改めてやらなくてもいいこともたくさんありますけれども、ここでいうところの気になるところはワンストップ相談窓口というところでございます。

このワンストップをどういうふうに理解、解釈してつくり上げていくのかっていうことで、一つはハード面がどういうふうになるのか、あともう一つはソフト、人をどう配置するのかっていうことになると思うんですけども、この点のお考えをお聞かせください。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） ワンストップをどう実現していくかという点でございますが、ソフト面、人の面で申し上げますと、子育て世代包括支援センターとしてコーディネーターの役割を果たす職員を配置し、母子保健及び子育て支援、それぞれの事業を一つの相談窓口で対応することがワンストップの実現と考えております。現在の母子保健事業と子育て事業の2つの機能を集約した場所を設けて実施をするのか、それぞれの

場所のままコーディネーターによる一体的な支援を実施するかについては、現時点ではまだ決定しておりません。

いずれにしても、ワンストップ相談窓口としてきめ細かく支援できる体制を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、人の配置の部分ではコーディネーターということで考えているけれども、この窓口を物理的に一つにするかどうかというのはまだ考えていないということだと思いますが、そこでもう一つ気になるのが、子ども家庭支援センターのこの民間活力の導入も検討されている中でということを考えますと、この辺が子育て世代包括支援センターをつくっていくときに、今の時点でどういうお考えのもとに進んでいっているのかということを確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子育て世代包括支援センター、やはり配置が求められている職員というのはやはり保健師が非常に重きを占めていると思いますので、その辺をやはり民間活力に求めるというのはなかなか難しいなと思っているところでございます。

それと、子ども家庭支援センターの機能というのはやはり広場があり、相談があり、さらには要対協、要保護児童対策協議会の業務もございまして、それらをどのように結びつけるかということも含めて、民間活力を導入できる部分と直営でやる部分というのはこれから検討してすみ分けも必要なかなと思ってるような状況でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、今回部も子育て支援部という形で少し変化してきましたけれども、さらに一番いい形で、一番いい人材の活用、民間活力の活用という形でというのは恐らく今熟慮されてる段階かなというふうに思いますので、これまでも十分に成果を上げてきている子育て支援でございますので、どうかさらに皆様に喜んでいただける、ここの支援は本当にあったかというふうに、安心して産めたし、育てられたというふうに感じてもらえる子育て包括支援センターをつくり上げてもらいたいというふうに思っています。

もう一つ気になるのが切れ目ないというところで、一度産後ケアについても私自身も質問をさせていただいたんですけども、ここのところがうちの市で何が必要で、何をしなければいけない、何ができるのかというところが悩ましいなというふうに思うんですけども、この間の補正予算のところで里帰り出産が思いのほか多いという実態もあるということがわかりましたし、また出産直後から宿泊型とか訪問型とかでのサービスが他市でやってるといってもわかってはいるんですけども、本当にこの出産直後の産後ケアでうちの市のニーズと、できること、やらなきゃいけないと思ってること、これは担当部としてどういうお考えでいるか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 産後ケア事業につきましては、国の要件によりましてはさまざまな制約や条件がございます。例えば対象者につきましては、家族などから十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子で、産後に心身の不調または育児不安がある者、もしくはその他特に支援が必要と認められる者となっております。

保健センターで妊娠届け出時から支援プランを作成して、妊娠中に様子伺い等フォローを行っておりますけれども、ほとんどの方がそういった産後ケアの要件に当てはまるような御相談のほうは受けていないのが実態

でございます。そういった意味でございましては、そのニーズという点では当市においては少ないのかなという事を認識してございます。

また、市内の実施場所といたしましても、国の要綱によりますと6名が宿泊できる施設があるところ、または人材の体制として保健師、看護師、助産師が24時間体制で常駐するところ、またカウンセリングを受けられるところといったようなさまざまな要件がございますことから、そういったことから現時点では実施についての具体的な検討は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なかなか6名、24時間体制でカウンセリングまでとなると、やはり相当、産婦人科さんのレベルぐらまでの条件が整わないとその産後宿泊型で受け入れてあげることができないのかなというふうに改めて思いました。

とはいえ、一番育児で悩むのは、病院から退院してきて、本当に1日、2日、3日とだんだん経験を重ねてくわけですけど、その最初の1週間とかがやっぱりとっても不安だし、これでいいのかしらというふうに思いながら育ててる。かつては三世同居で自分の親がそれを教えてくれたけどってような中で、その辺が今全然変わってきてしまって、社会的に支えていかなきゃいけないという部分なのかなというふうにも思います。

例えば以前もこんにちは赤ちゃん事業、2回目できませんかってうちの会派で質問させていただいたことがあるんですけど、今これ、こんにちは赤ちゃん事業は4カ月までをめぐりに行っていただいていると思うんですが、この前倒し事業みたいなのはできたりするんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） こんにちは赤ちゃん事業としまして、乳児家庭全戸訪問事業を保健センターでは新生児訪問とあわせて一体的に実施をしております。この新生児訪問事業につきましては、国の規定ですと3～4カ月までにということになってございますけれども、健康課におきましてはなるべく早期の時点で御家庭の訪問を行っているところでございます。

また、妊娠中から御希望のある方に関しましては、電話以外で訪問による家庭状況の相談や、また出産後の養育環境の相談などにも対応しております。必要によっては子ども家庭支援センターと連携、協力しながら対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

なので、今も既に丁寧にやっていたらなっているのはとてもよくわかるので、ある意味心配もしてないんですけど、ただこの、先ほども言ったように社会環境が変わっている中で、やはり出産直後を家庭では支え切れないという人たちが今後あらわれてくるということはやっぱり考えながら、この部分も何ができるのかを考えていただきたいなというふうに、なかなかこういうことでどうでしょうかといううまい提案もできない状況ですけども、何とぞよろしく願いいたします。

④に行きます。

そういう中で、保育事業というのはこのいわゆる子育て世代包括支援センターの中に入ってこない事業だとは思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 母子保健や育児に関するさまざまな悩み等への対応を初め、教育保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用してもらうために切れ目ない支援をしているところでございますが、

保育事業も含めまして、教育保育施設や地域の子育て支援事業も含めまして切れ目のない支援だと認識しております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、このワンストップ相談窓口には保育事業の相談窓口も含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 現在保育課のほうに利用者支援事業の特定型保育コンシェルジュを配置していますけれども、まだ包括支援センターにどのような職員を配置するかは決まっておられませんけれども、保育のことも含めた対応可能な職員の配置を検討していくべきかなと思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） 保育につきましては本当にニーズが高くて、一つは10月にある新聞記事で、お子さんを出産するのに年度をまたがっての出産で、早く仕事に復帰したいと思ったお母さんは、4月の保育園に間に合うように予定日を繰り上げて1カ月早く帝王切開をしてお子さんを取り出して申し込み間に合うようにしたという記事がありまして、非常にショックを受けました。ここまで本当に切れ目なく働きながら子育てをしようと思ってる女性の中での保育のニーズというのは深刻なものがあるんだなというふうに思いました。

もう一つは、当市でこんにちは赤ちゃん事業に携わってくださっている他市の方だったんですけど、たまたまお会いする機会がありまして、どんな相談が一番なんですかって聞いたら、保育園に入れるかどうかって聞かれるのが一番多いですって。それは多分赤ちゃん事業の中のチェック項目とかには入らないので、そこが多いか少ないかっていう、もしかしたら掌握されていないかもしれないんですけど、その方がそういうふうに言っていたということを受けますと、本当に切れ目ない支援の中に保育情報をきちんと伝えていくということが大事なんだなということを感じましてこの中に入れさせていただきました。

先ほど保育コンシェルジュというお話がありまして、当市の保育コンシェルジュは母子保健に大変精通されている方なので、そういう意味ではその方の中でワンストップサービスな状態になっておりますので心配はしておりませんが、必ずしもそういう配置ができるとは限らない中で、子育てと保育は別事業っていうふうになってしまうと、やはりこれも今の方々のニーズに合わないのではないかとこのように思いますので、この点も踏まえていただいて、当市の考えをもう一度確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育コンシェルジュ、本年度平成28年の4月から配置をしたところでございますけれども、やはり現在いる方もいずれ定年も来るというところでございまして、やはりそのスキル、それからノウハウ等の継承をしていかなきゃいけないというところでは非常に感じてるところでございまして、たまたまここで東京都の補正予算が通りまして、来年度それを活用して複数体制の保育コンシェルジュを置きたいなというふうに思っているところでございます。

それから、子育て世代包括支援センターにおいて保育コンシェルジュのような仕事をするとなると、やはり、どういう呼び方がわかりませんが、子育てコンシェルジュみたいな職を配置するとそれぞれ役割を果たせるのかなと思うところでございますけれども、何分、先ほど担当副参事が申し上げましたが、配置等もまだ決まっておらないところでございますけれども、このような子育てコンシェルジュと呼んでいいのかわかりませんが、そういうような役割を持った職員もやはり必要になってくるのかなと現段階では考えているところでございます。

以上です。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ですので、保育事業のところまでお母様方のニーズとしてはあるということを御考慮いただきつつあったらいいというふうに思っております。

今回この子育て世代包括支援センターの質問をするに当たり、市内で4カ所それをつくったという千葉県佐倉市を拝見してまいりました。特にうちの子育て支援も既にやれていることが多いので、そういうことも確認できたかなと思っはいるんですけど、ちょっとこんな事業はおもしろいかなというのがありましたので、少し御紹介させていただきます。

一つは、子育てケアプランというのをつくってらっしゃるので、どんなものかなと思ったら、A3のシートに項目が書かれてまして、当市のように子育てハンドブックのようなものが配られている中で、あなたはここどこどこがこういう支援が受けられますよみたいなものを書き出して差し上げてらっしゃるっていう形なんですね。こういうことはうちの市でもすぐ取り組めるのかなと。ハンドブックもらうんですけど、なかなか見ない方がいらっしゃるじゃないですか。そうすると、2人目を産む人にはこんな支援がありますよとか、こういうことを心配している人にはこういうページがあなたにとっては有効ですよみたいなものを面談の中でチェックしながらしてあげるといようなことをやって、こういうことはうちの市でもすぐに取り組めるのかなというふうに思いました。

もう一つは、これもうちの市でやってるかどうかわからないんですけど、御相談の中には祖父母になる方々からさまざま、こんなこと言われたんだけど、ああいうこと言われたんだけどっていうことが相談内容だったりするということで、孫育てリーフレットみたいなものをつくって、それを渡すとおじいちゃん、おばあちゃんに気をつけてもらいたいと思うことを御自身が伝えなくても、こんなもらってきたわよとって渡すと、そういうのが好評ですという話でしたので、もしまだ取り組んでいないようでしたらいいかなと思ったんですけど、当市ではこの点はいかがでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 今御提案いただいたA3シートに受けられる支援を書き出す支援ですとか、祖父母に対する角の立たないようないろんなことを伝えられるような支援っていうのは、今当市では行っておりませんが、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） 私ももうリーフレットをもらう側に近いのであれですけど、時代によって子育ての仕方とか、どんどんいろんなことが研究されていく中で、自分のときは違うということもあつたりしますので、そういうことも円滑にいくようにお取り組みいただければなというふうに思います。

子育てについてはここまでにさせていただきます。

続きまして、4番のESCO事業について伺います。

先ほど言いました佐倉市ですけど、ここはファシリティマネジメントの取り組みがとても有名なので、子育ての視察だけではもったいないということで、もう一項目、このファシリティマネジメントについても勉

強をさせていただいてまいりました。

佐倉市のファシリティマネジメントは、とりあえず何でも横串刺して考えてみるっていうところで、例えば学校の光熱水費なんかを横並びに分析してみて、突出しているところの理由を探ってみたりというところから始まりまして、じゃその学校の中の光熱水費の月例ごとの差はどうなんだろうとか、何でも横串に刺して分析をするっていうのが佐倉市のファシリティマネジメントのおもしろいところだなというふうに思いましたので、帰ってきまして、せっかくなんでいただいている公共施設白書を拝見しまして、せめて光熱水費の学校の特徴とかって確認して、簡単ですけど、児童数で割ってみるとどんな変化があるかなとかって見たら、やっぱり小規模、児童数が少ない学校のほうが1人当たりの単価が高くなると。仕方がないのかなって、こういうことって改善できる方法ってあるのかなとかいうふうに思ったりして見てみましたが、もう一つ気になったのが実施計画に出ております市民体育館の冷却送風機更新とか、この3年間、少し修繕が入ります。また、第一体育館の冷房設備、これはもう委託が終わっていて、工事が行われるという形で少し大きな金額かなというふうに思っていて、こういうものはどうなんだろうって思って、また白書を見ますと、これは指定管理になっちゃってるので、光熱水費は出てなくて、この辺の施設維持管理費を適正化してくっていう中で、こういう分析っていうのはどういうふうに考えればいいのかっていうふうに思いました。

そういう中で、E S C O事業っていうのはいわゆる省エネルギーにするための更新とか補修とかをするときの、省エネで浮いたお金をうまく回していくというような事業だということです。

例えば近隣市でこのE S C O事業をやっているようなところを御存じかどうか、ちょっとお聞かせください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいま近隣市でE S C O事業の取り組みの事例という御質問がありました。

私どもで調べたところ、ちょうど東久留米市さんにおかれまして街灯のLED化という事業でこのE S C O事業についての事例がありました。こちらは東久留米市街灯LED化事業として本年度契約が結ばれて、E S C O事業としてのサービスの開始が平成29年1月1日からということでございます。

以上であります。

○19番（東口正美君） 当市のこの街灯のLED化はリースで行われていると思うんですけど、この東久留米はこのE S C O事業を使って省エネルギーで浮いた光熱費を多分このインシヤルコストみたいなところにかけていくというようなやり方をされているんだなというふうに思います。

例えばこういう事業を今後東大和市が公共施設を適正に管理していく中で使っていく検討をする余地があるというか、価値があるかというか、どのようにお考えかということをお教えください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいま公共施設等総合管理計画を策定している過程にありますが、その中で案として方針をお出ししております。一つの方針として、公民連携手法P P Pの積極的な活用を図ると。その一つの方法として、民間資金の活用、P F I等によるというものを案の中では述べておりますが、今回御質問いただいておりますE S C O事業等も民間資金を活用し、なおかつ財政的な過度な負担が一どきに集中せず、経費の平準化等が図れるという手段と見ておりますので、今後公共施設等総合管理計画の進捗を管理していく中で十分な研究あるいは検証等をする機会はあるかと考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

なので、考えるといいなってしまうんですけど、結構手続が面倒くさかったり、この事業も2007年とか2008年

ぐらいだといろいろあるんですけど、じゃ具体的な事例がばんばん出てくるかっていうとそうでもないんだなっていうのをちょっと今回調べてみてわかったんですが、そういう中で、流山市さんが、ほかがやっているいいところをくつつけているようなことをやっていて、例えばこの佐倉市の事例と、あと福岡市さんはそういうことが、E S C O事業をやったりとかいうことをすることがメリットがあるかどうかという、最初の省エネ診断みたいなのがお金が結構かかるそうなんですけど、福岡市に限ってはそれは無料省エネ診断までしかやらない、診断はお金かけないって決めてるやり方もありますし、また大阪市さんは、佐倉市さんも言ってましたけど、ともかくいっぱい書類をつくらなきゃいけないのが大変なんですって、やり方は教えますけど大変なんですって言うんですけど、大阪市さんはその辺のことを簡易にする方法を研究していて、それを寄せ集めたようなことを流山市ではやってるって一応ホームページに出ていたんですね。だから、皆様さまざま研究をしながら、できるだけコストをかけないで適正な管理ができるような工夫をされているんだなっていうふうに思いました。なので、当市もこれからかなっていうふうに思うんですけども、この辺も参考にさせていただきながらお願いしたいと思います。

一つは、それが規模が小さいとなかなか差額が出ないので事業がうまくいかないと思うんですね。そうすると、例えば先ほどは市内全部のLED化ということで、スケールメリットがあることで可能になる事業があると思うんですけども、会派では公共施設のLED化もしてくださいねっていう質問、提案もさせていただいてますけど、今まで、例えば先ほど言った体育館とか市民センターとか、建物ごとに修繕とかを考えていつてるのかなと思うんですけど、これを例えば横串を刺して照明器具のLED化はじゃ市内の10個とかそういう形でやるとスケールメリットが出て、こういう事業がうまくいったりとかということが可能かなって思うんですけど、そういう考え方でいいのかどうか、そういう考え方のもとに当市が今後取り組めるのかどうかお聞かせください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの御質問をいただきました案件は、ちょうど当市の小規模な施設が多数ある、また今現在進めております修繕等の手法もそれぞれの施設単位で検討をしているという状況を踏まえますと、先ほど申し上げましたが、公共施設等総合管理計画を策定後は、全ての公共施設等につきまして総合的に、また長期的な視野に立ちまして検証等を行っていく必要があるかと思えます。その中で、単独の施設だけではなく、進捗管理をする中で複数の施設をまとめて例えば改修をする、その際にE S C O事業の取り組みが可能か、そのような研究あるいは検討等は将来可能性としてあるかと考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） 私自身もまだまだ勉強を重ねてみたいと思うところですけども、やはりこういうことも考えていただきながら、今後の公共施設の適正な管理、さまざまな意味で大変、計画を立てるところも大変ですし、今後具体的に一つ一つ積み重ねて事業を進めていくのはすごく大変だと思うんですけども、さまざま研究をしていただきましてよりよい事業になりますよう見守らせていただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（中間建二君） 以上で、19番、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○副議長（中間建二君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成28年第4回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回私は、大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、B型肝炎ワクチン定期接種についてお伺いいたします。

B型肝炎ワクチンの定期接種に関しましては過去の定例会で何度か取り上げさせていただきましたが、ことし10月1日からゼロ歳児を対象に定期接種が開始されました。日本では出産時の感染は対策がとられているものの、乳幼児期は唾液や涙、汗、鼻水を介して感染する機会が多く、保育園での集団感染が発生するなど、母子感染の予防だけでは不十分なことがわかってまいりました。乳幼児期に感染しキャリアに移行する確率は1歳未満で90%と高く、1歳から4歳までが20%から50%、4歳以上になると1%以下となります。つまり大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんで苦しむ人の多くは3歳までに感染している実態があることから、3歳児までの予防が極めて重要であり、WHOは全ての赤ちゃんにB型肝炎ワクチンを接種するユニバーサルワクチネーションを勧告し、2008年には既に177カ国で定期接種化されてきていることから、対象から外れる乳幼児への対応が必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、10月1日からの定期接種開始後の実施状況について、市の見解をお尋ねいたします。

アとして、申し込み状況や問題点についてお伺いいたします。

イとして、東大和スタイルの効果についてお伺いいたします。

②といたしまして、定期接種の対象から外れてしまう子供への助成制度について市の見解をお尋ねいたします。

アとして、国や都の補助事業の活用についてお伺いいたします。

イとして、近隣市の取り組みや現状についてお伺いいたします。

ウとして、本市の問題点と課題についてお伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、在宅医療廃棄物の適正処理についてお伺いいたします。

高齢化社会の進展に伴い、慢性疾患の増加や自宅での医療を受けたいという要望に対応するため、今までは医療機関で行われてきた医療技術が在宅においても受けられるようになりました。このため、従来医療機関からのみ排出されていた注射針等の医療廃棄物が家庭からも多く排出されるようになっており、ごみ収集時の作業員の針刺し事故の防止が課題となっております。

そこでお伺いをいたします。

①といたしまして、処理の現状と問題点について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、排出者の構成について市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、在宅医療廃棄物の種類、量、廃棄方法について市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、使用済み注射針の回収について市の見解をお尋ねいたします。

アとして、医療機関や薬局での回収状況についてお伺いいたします。

イとして、家庭ごみへの混入についてお伺いいたします。

ウとして、針刺し事故等の有無についてお伺いいたします。

エとして、分類等、広報の仕方についてお伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、中学校のクラブ活動についてお伺いいたします。

最近の少子化の影響もあり、部員不足に悩む運動部がふえ、運動部存続の危機に直面している部が多くなっております。結果、入学後、学校で入りたい運動部がなく、これまで続けてきたスポーツを続けられなくなる子供が出てきています。せっかくのダイヤの原石を磨くこともなく眠らせてしまっているケースもあったのではないかと思います。中体連に登録している生徒は15年度約220万8,000人で、この14年で約40万人減少しております。この問題の改善策の一つが近くの学校の生徒が集まって行う合同チームであります。

さらに、部員不足は運動部活動の魅力の一つである試合への出場機会を失う事態につながっています。この人数がそろわず試合に出場できない運動部への救済措置として、合同チームの全国大会参加を認める方針を打ち出しています。合同チームを組む学校は、初めて全国大会出場が認められた2002年度の330校から15年度は748校に増加、かつては地方で目立っていたが、徐々に都市部でも見られるようになってきました。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、少子化による問題や課題について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、合同チームの実施におけるメリットとデメリットについて市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、開かれた学校と部活指導の外部化によるメリットとデメリットについて市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、備品の老朽化について市の見解をお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、家族の住まい方についてお伺いをいたします。

内閣府が2013年、全国の20から70代の男女3,000人を対象に実施した子育てに関する調査の中で、理想の家族の住まい方として、親子世帯と祖父母との同居が31.8%で最も多く、祖父母と離れて住むが21.7%、祖父母と同居が20.6%を上回りました。誰もが危機感を持っている少子高齢化問題、子育て、介護という厳しい現実問題を家族間で助け合えるよう、国や自治体は、親、子、孫の三世代の同居、近居の推進に力を入れ始めています。子は親がそばにすることで育児に関する協力を得やすくなるので出産、育児への不安が減り、出生率の向上につながります。親は子がそばにすることで介護が必要になったときに協力を得やすくなり、孫がそばにすることで元気も出てきます。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、本市における理想の家族の住まい方について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、日本一子育てしやすいまちづくりについて市の見解をお尋ねいたします。

アとして、三世代同居の支援についてお伺いいたします。

イとして、近居の支援についてお伺いいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、B型肝炎ワクチン定期予防接種の実施状況についてであります。B型肝炎ワクチンを含む定期予防接種A類につきましては、接種時期の前月末に対象となる方に対しまして通知及び予診票を送付しておりますことから、市へのお申し込みは不要となっております。

平成28年10月からの接種状況につきましては、現在対象となる方の約8割の接種がなされておりますことか

ら、順調に実施が図られているものと考えております。

次に、東大和スタイルの効果についてであります。平成28年3月からの配信以降、10月末の時点におけるダウンロード数は1,179件となっており、子育て世代の市民の皆様に応用内での予防接種管理機能を活用していただいているものと考えております。

次に、定期接種の対象外となる方への助成制度に係る国や東京都の補助事業の活用についてであります。定期接種の対象から外れてしまう方に対する国及び東京都の補助制度はございません。

次に、近隣市の状況についてであります。近隣市では八王子市、清瀬市及び武蔵村山市においてB型肝炎の任意接種に係る費用助成を行っているとのこととあります。

次に、課題についてであります。近年、市の予防接種事業費につきましては、子供に対するワクチンの定期接種化により年々増加しており、またやむを得ない事情のある方などを対象としました市独自の予防接種助成事業につきましても事業費が増加しているという課題があり、東京都市長会を通じて国に十分な財政措置を講ずるよう提言をしているところであります。

次に、在宅医療廃棄物の処理の現状と問題点についてであります。在宅医療に伴い必要となる薬などについては医師の処方のもと行われますことから、医療機関または調剤を受けた薬局へ戻していただくことをお願いしております。したがって、医療機関や調剤薬局により適正に処理されているものと考えております。

今後高齢化社会の進展と医療技術の進歩により在宅医療の実施件数は年々増加することが見込まれることから、処方者である医療機関、販売者である調剤薬局、製造事業者である製薬業界といった関係者と連携した取り組みが必要であると考えております。

次に、在宅医療廃棄物の排出者の構成についてであります。具体的な統計などはありませんが、厚生労働省が発表しました2014年患者調査の概況によりますと、高血圧性疾患が一番多く、次いで糖尿病、高脂血症、心疾患等になっておりますことから、一般的には高齢者が多い状況と考えております。

次に、在宅医療廃棄物の種類、量、廃棄方法についてであります。主な廃棄物の種類としましては、針、輸液バッグ、チューブ・カテーテルなどがあり、全国の推定排出量につきましては、平成20年3月、日本医師会がまとめた「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」によりますと約3,539トンとされております。また、廃棄方法は、針、輸液バッグにつきましては耐貫通性のある容器に入れていただく必要がありますことから、医療機関または調剤薬局へ戻していただくことで適正に処理されているものと考えております。

次に、使用済み注射針の改修状況についてであります。公益社団法人東京都薬剤師会において廃棄物の収集作業員の針刺し事故防止、また販売者である薬剤師としての社会貢献、協力などを目的に使用済み注射針の回収事業が実施されております。

次に、使用済み注射針の家庭ごみへの混入についてであります。現在家庭ごみ排出時における使用済み注射針の混入はないものと認識しております。

次に、使用済み注射針の針刺し事故等についてであります。廃棄物の収集時における事故件数は、平成24年9月、東京都が実施しました在宅医療廃棄物に関する調査において、多摩地域30市町村の状況は、平成21年度から平成23年度の3年間で6件の注射針による針刺し事故が報告されております。

次に、使用済み注射針の分別等の広報についてであります。近年当市では家庭廃棄物の収集時における針刺し事故は発生しておりませんが、公益社団法人東京都薬剤師会において使用済み注射針の回収事業が実施されておりますことから、広報などにより周知しているところであります。

次に、中学生のクラブ活動についてであります。現在市内各中学校におきましては、放課後に生徒の自主的、自発的な参加による部活動が行われております。この部活動の中には、部員数が少ないため他校との合同で実施しているものもあります。また、指導者には学校の教員のほか、地域の方々や社会教育関係団体等の協力もいただく等、外部指導員も活用しております。

部活動の実施には、活動場所や備品の消耗ぐあい等さまざまな課題がありますが、今後も教育委員会と連携し、解決を図ってまいります。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、当市における理想の家族の住まい方についてであります。少子高齢化に伴う人口減少という観点から、子ども・子育て支援事業計画に基づき日本一子育てしやすいまちづくりを目指して施策を進めているところであります。出産・子育て期の家庭が東大和市に住み、お子さんを産み育てていただくことが当市の発展と未来につながるものと考えております。

次に、日本一子育てしやすいまちづくりについてであります。親世代と子世代による三世同居や近居につきましては、子育てにおいて助け合いやすい暮らし方として関心が高まっているところであると認識しております。

現在当市におきましては、三世同居や近居についての支援は制度化しておりませんが、国が三世同居に対応した助成制度並びに所得税の特例措置を創設しましたことから、日本一子育てしやすいまちづくりのために今後のこれらの制度につきまして市民の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、中学校のクラブ活動における少子化による問題や課題についてであります。現在市内各中学校におきましては、ほとんどの生徒が放課後に行われる部活動に参加をしております。部員が少なく試合出場等に影響がある場合は合同チームを結成するなど対応していますが、部活の数が少なく生徒の選択性が狭まるあるいは競争心が高まりにくいなど、問題や課題は少なからずあるものと認識しております。

次に、合同チームの実施におけるメリットとデメリットについてであります。現在市内の中学校におきましては野球とサッカーで合同チームを組んでいる学校があります。合同チームのメリットとしましては、所属の学校では部員数が少ないために単独で公式戦に出場することができない場合でも、他校との合同チームとして大会に参加できることが挙げられます。また、日ごろから近隣他校との交流が進むという効果も期待できます。デメリットとしましては、活動場所への移動に時間がかかること、また事故等の心配も挙げられます。

次に、開かれた学校と部活指導の外部化によるメリットとデメリットについてであります。市内の各中学校では、運動系、文科系を問わず部活動に外部の指導者を活用しております。

外部指導者を活用するメリットにつきましては、例えば顧問として充てられた教員にその運動や文化についての専門性が十分ではない場合でも、教員は管理顧問としてかわり、技術指導を外部指導者に任せることができます。また生徒は専門的な指導を受けられるというメリットもございます。デメリットにつきましては大きなものではありませんが、指導に当たっては教員と外部指導者とが教育の視点を共有したり計画性を重視したりするなど、日常の意思疎通が求められております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございます。

では、随時再質問をさせていただきます。

まず最初にB型肝炎ワクチン定期接種についてでございます。

B型肝炎ワクチンの定期接種に関しましては、平成28年第1回と第2回の定例会でも取り上げさせていただきました。ようやく10月1日から定期接種が開始したわけですが、まずは申し込み状況や問題点についてお伺いをいたします。

接種スケジュールですが、生後2カ月に達したときから生後8カ月に達するまでの期間に3回の接種をするということが標準だというふうに思われますが、例えば10月以前に自費でもって1回目の接種を行った、10月を迎えて2回目、3回目の接種を行った場合の取り扱いなどはどのようになるのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎ワクチンの接種スケジュールについてでございます。

定期接種化となったのはことしの10月からでございますが、それ以前にお受けになった回数につきましては、定期接種3回のうちの回数に含まれるものでございます。全部で生後2カ月から9カ月までの間に3回打つことになっておりまして、10月前までに例えば2回受けた方は10月以降残りの1回を打つ、そういう形になってございます。その場合、10月以降にお受けになる予防接種についてが定期接種の扱いとなり、それ以前の予防接種につきましては任意接種という扱いになるものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では10月前に受けた方に関しては特に助成はないということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 10月前までに受けたB型肝炎ワクチンにつきましては定期接種の扱いとはなりません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、10月から定期接種になり無償となるということが前提である以上、それまで接種を控えていたという方も恐らくいらしたであろうというふうに思われます。そもそもその費用とリスクを天秤にかけるということはあるかないかということには私は思いますが、そういうことも想定して事前に周知徹底されたんであるかと思いますが、どのようにされたのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎ワクチンの定期接種化につきましては、国が平成28年6月22日に必要な法令の公布等を行っております。市ではこの法令の公布を受けまして、東大和市医師会、また所属する医療機関に向けて10月からの定期化に向けて情報提供等を行い、連携協力について事前の依頼を行ったものであります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、市内及び市外提携の指定医療機関は何か所ございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎ワクチンを含みます定期予防接種に関する市内外を含めた相互乗り入れの機関でございますけれども、東大和市においては11市と協定を結んでおりまして、それぞれの市が指定する医療機関において予防接種が受けられるものとなっております。医療機関数については、申しわけございませんが、今ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、接種をした後に親御さんが一番心配されるのは副反応だというふうに思いますけども、日本におきましてはワクチンに対する副反応に非常に敏感に反応するという部分がございます、今でもHPV等は宙ぶらりんになった状態になっておりますので、せっかくB型肝炎ワクチンの定期接種化が開始されたわけですので、副反応が万一出た場合の対応や事前の周知の仕方が重要だというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎ワクチンの副反応についてでございます。

厚生労働省によりますと、主な副反応は倦怠感、頭痛、局所の腫脹、疼痛ということでありまして、一般的に重大なものは認められないという形になってございます。重症例の発生頻度は10万接種当たり0.7と低い頻度となっております。

なお、ワクチンのメーカーのうちヘプタバックスⅡというものにつきましては、ワクチンのバイアル、瓶の部分のゴム栓にラテックスを使っているということで、このラテックスの過敏症のある方に関しては接種時に注意するようというような添付文書のほうが記載されております。

万一副反応が出た場合ですけれども、医療機関においては副反応報告書に基づきそれぞれ管轄の保健所、市町村、厚生労働省に報告する流れとなっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。アナフィラキシーショックなどもあるので、十分に気をつけていただければなというふうに思います。

では、次に、東大和スタイルの効果についてでございますが、生後間もない時期にたくさんの種類のワクチン接種を何回も何回も行う、3回、4回打たなければならないという種類もあります。その管理の手助けをしてきているのが東大和スタイルだというふうに思っております。この東大和スタイルのダウンロード数の推移を教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 東大和スタイルのこれまでのダウンロード数についてでございます。平成28年3月に配信した当初は347件でございました。その後、平成28年度に入りまして、4月は300前後、その後60から44ぐらいの幅で経過しておりまして、10月末のダウンロード数が合計で1,179となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。定期接種の管理に関しましては東大和スタイル、非常に期待をしているところでございます。

では次に、定期接種の対象から外れてしまう子供への助成制度についてお伺いをいたしますが、国や都の補助事業の活用についてはないということでしたけども、第2回定例会での吉沢福祉部長の御答弁の中で、秋から定期接種になりますが、800人の方の概算で約2,000万円以上費用が市でかかるというふうに積算をしているというふうにおっしゃってございましたけども、これはA類疾病ですので、2,000万円のうちの1割が市の負担ということで解釈をしてよろしいものでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 定期接種のA類につきましては予防接種事業費ということで地方交付税の中に算定はされておりますけれども、あくまでもそれは理論値というふうに私どもは伺っておりますので、それが1割か9割かということにつきましては把握はしておりません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。大体9割が地方交付税により措置されているというふうに私は聞いて

おりましたので、今質問をさせていただきました。

では、近隣市の取り組みや現状についてに移りますが、近隣市の任意接種の費用助成の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 近隣市の任意接種の助成費用の詳細についてでございます。

八王子のほうは平成28年10月の定期接種に合わせまして、3歳未満のお子さんを対象にB型肝炎ワクチンの3回の接種を完了していない回数分について、公費による全額助成を行う内容となっております。

清瀬市及び武蔵村山市につきましては、平成27年4月2日から平成28年3月31日生まれのお子様を対象に、3回の接種を完了していない回数分について、1回につき2,500円の費用助成をしているということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、当市の予防接種の費用助成について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当市の予防接種費用助成の詳細につきましてですが、助成対象となる予防接種は、入院や里帰りにより市外や入院先の病院等で自己負担で定期予防接種を行った場合、または体調不良などにより定期予防接種の標準接種期間に受けられなかった接種を原則としております。

市外で自己負担により行った定期予防接種は、それぞれの予防接種のワクチン代が接種によって異なりますので、上限額以内で費用を助成いたしております。また、期間を過ぎて受けてしまった定期予防接種とはならない任意予防接種につきましては、上限を5,000円として助成を行っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では次に、当市の任意接種の費用助成の実績について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 任意接種費用助成の実績でございますけれども、平成27年度は36件あり、そのうち定期予防接種は18件、任意接種は18件と半数でございました。

平成28年度に入りまして、現時点におきましては36件で、定期接種が32件、任意接種が4件となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほど近隣市の取り組みということで御答弁をいただきましたけれども、清瀬市に続いてお隣の武蔵村山市でも対象外となる昨年4月2日からことし3月31日の間に生まれた乳幼児に対して助成事業が始まりました。先ほど壇上でも述べましたが、乳幼児期に感染しキャリアに移行する確率は1歳未満で90%と高く、1歳から4歳までが20%から50%、4歳以上になると1%以下となります。つまり大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんで苦しむ人の多くは、3歳までに感染している実態があります。

また、B型肝炎が発症いたしますと、インターフェロン治療や抗ウイルス薬を一生服用しなければならないということも考えられます。医療費も年間80万円ほどかかるという方も多数いらっしゃるというふう聞いております。

先ほども申し上げましたように、4歳になってしまえばキャリアとなるリスクが1%以下になります。リスクにさらされている子供が東大和市には大勢いるというわけです。ここに手を打つのが国の制度のはざまの中で東大和市の施策ではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） この予防接種の事業に関しましては、市長のほうからも御答弁いただきましたけれ

ども、年々事業費がふえておりまして、接種の種類もふえているというような状況でございます。今後も国のほうではおたふく風邪とかコロナウイルス、そういったワクチンの定期接種化に向けて継続審議されてるということでございますので、今後も予防接種の事業費というものはふえていくものというふうに私どもは考えております。

市といたしましては、まずは法令に基づく定期接種を確実にやりたいというふうに考えておりますので、財政的な面を考慮いたしますとなかなか任意接種のほうの費用についてを助成するというのは今の現状では難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 先ほどの答弁で、データを持っていないものについて補足で説明させていただきます。

近隣との相互乗り入れについてでございますけれども、11市ということで、立川市、昭島市、東村山市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市ということになってございます。

医療機関につきましては、医療機関ごと、打てる予防接種の種類が異なりますけれども、おおよそ250のクリニックで受けることができることになってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

なかなか厳しいという御答弁でございましたけれども、武蔵村山市の助成事業と同様に当市で実施した場合ですけれども、対象者の人数が740人、これは1歳児の人数ですけれども、掛ける助成金額が2,500円掛ける接種回数が3回掛ける想定接種率が40%とした場合、222万円ということになります。この想定接種率は自己負担ありのインフルエンザワクチン助成での接種率が40%であることから算出したものでございますけれども、また既に接種している子供は約3割から4割いらっしゃるということですので、実際は740人の3割ですので、222人で、それから4割になると296人ということになります。222人から296人は接種をしているということが推計できるわけですけれども、この740人から3割の222人を引きますと518人掛ける2,500円掛ける3回で、想定接種率の40%と計算をいたしますと155万4,000円となります。翌年度に持ち越さない単年度事業でありますので、ぜひこの点検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうで試算をしていただいて、約155万4,000円ぐらいだというようなことでもございましたけれども、市といたしましては、この予防接種事業だけでなく、ほかのその他のさまざまな事業も実施しておりますことから、そういったところでも全体的な財政的な負担というものを考慮しながら事業というものはいつも検討させていただいているものでございますので、これらのものについては現状では難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 単年度事業でございますので、ぜひ前向きに検討していただければというふうに要望させていただきます。

では次、2番目の在宅医療廃棄物の適正処理についてに移らせていただきます。

処理の現状と問題点についてですけれども、近隣在宅医療の進展に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物の排出量が全国的に増加をしております。まずは当市において家庭から排出される在宅医療廃棄物をどのように取り扱ってこられたのか教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 原則的な処理のお願いといたしましては、先ほど市長からの答弁にもございましたように、医療機関もしくは調剤薬局、そちらのほうに処方された場所へお戻しいただくという形の中で廃棄のほうをお願いしてるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、在宅医療廃棄物には鋭利なものとは非鋭利なものとは分類されますが、その問題点について教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 在宅医療廃棄物、こちらの鋭利なものにつきましては、特に収集作業員、ごみの袋を手でつかんで収集するという作業を伴いますことから、鋭利なものにつきましては特に危険を伴うという観点から、医療機関、調剤薬局への返却をお願いし、そうでない非鋭利なものにつきましては、広い意味で考えますと一般廃棄物という部分もございますので、可燃ごみ等の中であわせて出していただくということもあわせて行っているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

旧厚生省は、平成10年7月に各都道府県宛てに在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について通知を出しております。その中で、在宅医療に伴い家庭からの排出される廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならないというふうにしております。

また、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部は、平成17年3月に発表した在宅医療廃棄物取り扱い方法検討調査報告書の中で、一般廃棄物の処理に関する事務は市町村の固有事務であり、市町村は廃棄物処理法第6条の2第1項により、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちにこれを収集し、運搬し、及び処分することとされています。

したがって、在宅医療廃棄物の処理については廃棄物処理上、市町村が処理を行うこととなっているとの見解を示しております。

ところで、病院などの医療機関で行われる医療行為によって排出される医療廃棄物は、その感染の危険性から感染性廃棄物、特別管理廃棄物に指定される産業廃棄物として、その処理方法は廃棄物専門業者にマニフェストを申請し委託するなどして、当該医療機関が責任を持って処理することが法によって義務づけられておりますが、在宅医療での自己注射に用いる注射針や血液また体液が付着したガーゼ、脱脂綿など、自宅で排出される在宅医療廃棄物は感染の危険性という観点においては、先ほど申し上げました医療機関から排出される感染性廃棄物等と同レベルであっても、家庭から排出されるため一般廃棄物に該当し、法律上、その処理責任は各自自治体にあるというふうにされているのが現状でございますが、この点についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員のほうからお話ございましたように、広い意味では一般廃棄物ということで私ども自治体に処理責任が課せられているものでございます。

ただし、感染性等、血液の付着したものにつきましては特別管理物という位置づけになるという点もございまして、小平・村山・大和衛生組合のほうで中間処理をする中で、施設利用の手引きの中で、感染性のあるものについての中間処理をしていないというのが今の現状でございます。

したがいまして、感染性廃棄物というところでいきますと、私どもとしては医療機関や調剤薬局へ御協力を
いただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） では、引き続きまして、在宅医療廃棄物の処理の現状と問題点についてお伺いをさせて
いただきます。

先ほどの市長の御答弁の中で、医療機関、調剤薬局、製剤業者といった関係者と連携した取り組みを行って
いくことが必要であるというふうに考えているということでしたけども、具体的な方法などがございましたら
教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 市のほうにおきましても、昨年2月になるんですが、初めて私、異動してき
て、在宅医療廃棄物、できれば皆さんの協力で医療機関や調剤薬局へお戻しいただきたいということをして市報の
ほうに掲載させていただきました。まだまだそういった私どもの周知がまだ足りない部分もあろうかと思いま
すし、またそういう市内の調剤薬局の薬剤師会、そういったところの私どもごみ対策課の連携、関係構築が
まだ乏しいという状況でございますので、まずはそのところから取り組んでまいりたいというふうに考えて
おります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひしっかりと連携をとっていただければというふうに思います。

では次に、排出者の構成についてですが、一般的には高齢者が多いとのことでしたが、高齢者でも二世
帯同居の方、御夫婦で暮らしている方、独居の方など、住まい方によっても医療廃棄物の処理状況も変わっ
てくるのではないかとこのように思います。特にこれからは独居の方がふえてくることが予想されます。親族が
定期的に様子を見にきてくれたり、看護師さんや介護スタッフが来てくれる方は医療廃棄物の処理もしっかり
とできるというふうに思いますが、全くそういうことに頼らないで、周りから孤立して暮らしている方の医療
廃棄物の処理については心配だというふうに思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 確かに今議員がおっしゃるとおり、独居で介護ですとか、医療ですとか、そのかか
わりが薄いという方に関しましては大変心配だということは承知はしてございます。

しかしながら、医療廃棄物の出どころというところに関しましては、当然のごとく医療機関ですとか薬剤師、
そういったところは関係するかと思いますので、そういった方々の御協力をいただきながら情報提供は必要か
なというふうには思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、在宅医療廃棄物の種類、量、廃棄方法についてですが、鋭利なものについ
ては耐貫通性のある専用容器に入れて、医療機関または調剤薬局に戻すとの御答弁をいただきましたけども、
専用の容器ではなくて、スーパーマーケットのレジ袋や被膜の薄いペットボトルに詰めて持参するというよう
なケースもあるようですが、その場合の廃棄方法についてわかりましたらお教えいただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在東京都薬剤師会の御協力のもとで実施しております方法でいきますと専用容器という形になるわけですが、専用容器のほうが東京都薬剤師会の自主事業ということで、先方の費用負担で現在実施しているという状況でございます。

そういったことから、基本的には専用容器を使っていただくわけですが、ただ、使用済み注射針につきましては耐貫通性があること、それと液体に弱くないということと、そして焼却に耐え得るような状況でないといけないという入れ物の制約がございます。したがって、ビニール袋となりますと耐貫通性というところで針刺し事故の原因になるということがございますので、基本的には専用容器のほうで対応していただければというふうには考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。針刺し事故のないようにしっかりと指導していただければというふうに思います。

この専用の容器に入れて医療機関や調剤薬局に戻された鋭利なものについては適正に処理がされているというふうに思いますけども、しかし、次の項目にもつながってきますけども、松本課長も委員になっている在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会の取りまとめという中に、大体戻されてるのが、こちらでは21.3%のものがそういった調剤薬局とかに戻ってくる回収率であるというふうに書いてございます。

先月、私どもで出席をさせていただいた研修会では、医療機関と薬局を合わせても約50%の回収率であったというふうな話がありました。それを考えますと、残りの50%は家庭ごみとして排出されている可能性がかなり高いというふうに思われますけども、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 委員のおっしゃるとおり、全て100%が回収できている状況ではないというのは当時の検討委員会の中でもございました。針刺し事故をまずは防ぐという部分を考えますと、まずは関係者間が関係を築いて必要な周知を適切に行っていくべきだろうというところでその場の話は終わったわけではありますが、やはりその中で現状なかなか薬剤師会に入っていない調剤薬局もかなりここ数年ふえてきているというようなお話もございました。

したがって、そういったところも含めて関係機関と連携を図っていくという中には含まれるかと思っただけでおるところでございますが、ただその50%に満たない残りの分につきましては、現在ペン型ということで、かなり鋭利ではあるんですが、針刺し事故の防止に役立つような製品開発もされている状況でございますことから、幸い当市では針刺し事故は起きてませんが、可燃ごみに紛れているということが全くないということはないのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ペン型の紹介していただきましたけども、針がペンと同じように中に入るといったようなものですが、先ほども現在はごみに鋭利なものがまざっているようなことはないというような御答弁でございましたけども、過去において混入していたことが確認されたことはありますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） あくまでも過去といいましても、私の知り得る範囲でいきますと、私が担当者時代に1件ぐらいはあったかなというような記憶はしております。ただ、近年は本当にそういった市民の皆さんの排出マナーが当然向上しておりますので、そういう事故は一切起きておりません。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、本市において針刺し事故が発生したということもございませんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 本市においては過去、私が知り得る範囲では、私が担当者時代に1件あったかなという当時の記憶はございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。最近はないということで安心をいたしました。

実際にごみ収集の作業中に何かが刺さった、ごみ袋越しに何かが刺さってしまった、それが何が刺さっていたのかというのを確認するということは、刺さってすぐにわかりにくいというふうには思うんですけども、例えばその場でそのごみ袋をあけて確認をして、何が刺さっていたのか、それは注射針だったのか、竹串であったのか、爪ようじであったのか、そういった部分を確認するということは許されることなんではないでしょうか。これはごみを出している方のプライバシーの問題にも触れてくるというふうには思うんですけども、そういった観点から考えて問題がないのかお尋ねをさせていただきます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 万が一事故等によりまして収集作業員がけがをした、そういった場合につきましては連絡体制を私どもとっておりますので、私ども職員が現地に向かいまして、その立ち会いのもと、何が原因でけがをしたか、そういったところについては把握するように努めてるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。まずは安心・安全というのが第一だということだというふうに思います。

では、作業中に使用済み注射針が刺さってしまった場合の対処方法などの指導はされておりますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今現在収集作業員にそのような指導をしているかということについては、過去からの注射針については経緯等いろいろございますので、そういったところから収集作業員の中では引き継がれて現在おります。

万が一、針が刺さった等の事故が起きた場合につきましては、まずは近くで水道水を探していただいて流水をしていただく、その後、速やかに作業員の交代をしていただいて医療機関へ受診を促すという、そういった形で現在対応をとっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。安心をいたしました。

では、この項目最後の分別等、広報の仕方についてでございますけれども、鋭利なものの回収事業に関しては市報などにより周知をしているということですが、非鋭利なもので血液にひどく汚染されたりだとか、血のついたガーゼであったり脱脂綿、そういったものはその人がかかっている医療機関に返すということができればですけども、この感染の危険度の高いものは医療機関に返す、これをしっかりと徹底していくことも大事だというふうに思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） まだその点の周知が私どもも十分ではないのかなというふうには考えておりますので、感染性のあるもの、具体的には一定量血液が付着している、もしくは体液の付着している、そういったものについては感染性のおそれがあるということで、医療機関もしくは調剤薬局への返却をお願いするという形で今後周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひお願いをいたします。

今後高齢化社会の進展や医療技術の進歩により在宅医療廃棄物の増加が見込まれます。現在のように市報での周知のみでは鋭利なものの回収率はなかなか上がらないというふうに考えます。北海道の旭川市がクリオネ薬局などではA4判の紙に在宅医療廃棄物の排出方法ということで、こういったものは医療機関に、こういったものは家庭ごみにということできっかりと明記されたものを案内書として出しているということでございます。

当市でもこのように一目でわかるような案内書が必要だというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在市におきましても、分別ガイドですとかごみアプリなどにおきましてそういった周知には努めてるところではございますが、今議員からお話がありましたよりわかりやすくということの中で、有効な広報につきまして関係機関、薬剤師会も含めてでございますけども、そういった方々と協議をさせていただきながら、また周知方法につきましてどういった御協力をいただけるのかということも含めまして検討を加えてみたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、早目に実現できればというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、3番目の中学校のクラブ活動についてお伺いをさせていただきます。

少子化による問題や課題についてですけども、中学校の部活、とりわけ運動部の活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ生徒が顧問の指導のもとに主に放課後などにおいて自発的、自主的に運動やスポーツを行う活動ですが、それは一人一人の運動能力を増進するだけでなく、集団の中で互いに切磋琢磨し能力を高め合ったり、励まし合ったりしながら、心豊かな人間関係を学ぶなど、健全な精神の育成にも大きく寄与しているものと感じております。

東大和市内の中学校においても、各学校が外部指導員の導入や合同チームの取り組みなど多様に展開をされております。

一方で、在籍する生徒数の変動、減少等に伴い入部人数が足りず、現在は他校と協力し合同チームを編成し活動している状況や、また指導者の異動に伴い新たに適任者が見つからず存続ができなくなったり廃部になった状況等、危機的課題が幾つかあるというふうに感じておりますけども、その点についていかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 部活動の存続等についてでございますけれども、今議員がおっしゃっていらっしゃいましたように合同チーム等で対応して試合に出られるようにしたりとかということで、子供が希望する部活動に参加して試合ができるようにしたりとかしているところです。

また、少子化ということで、部活動の数が学校によっては多くは設置できないというようなことがございます。と申しますのは、部活動をやるにおいては、そこに指導する教員が必ずつかなければならないというようなことがございます。その点からどうしても規模が小さい学校については教員の数が少ないというようなこともあり、部活の数が少なくなっている。その関係で一緒にやったりとかってというようなことも考えなくてはいけないというふうな状況でございます。

また、自分が希望する部活については入学時とかにそのことによって指定学校を変えるというような、そんな制度も設けているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほども壇上で述べさせていただきましたけども、今おっしゃってたことと重なりますけども、入学後、学校で入りたい運動部がなく、これまで続けてきたスポーツを続けられなくなる子供が出てきております。せっかくのダイヤの原石を磨くこともなく眠らせてしまっているケースもあったのではないかというふうに思います。

中学校を選択するに当たり、代表的な志望理由にやりたい部活動があるといった点があります。私もそうでしたけども、生徒にとって中学校生活イコール部活動といっても過言ではない大切な課題だというふうに思っております。

そこで、部活動の有無による学区外への越境入学や転学などはどの程度あるのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 今年度の状況でございますが、指定学校に希望する部活動がなく、希望する部活動のある学校へ入学を希望する場合、指定学校変更の承認基準に部活動というものを挙げております。今年度では全部で14件の申請、承認がございました。そのうち13件は6年生から中学1年生に上がるときの件数でございます。また1件は転入時の申請ということで、合わせて14件でございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

意外と14件、多いのか少ないのかっていうところはありますけども、私的には非常に多いのかなというふうに感じたところでございます。

では次に、合同チームの実施におけるメリットとデメリットについてでございますけども、先ほどの教育長の御答弁で、野球とサッカーで合同チームが組まれているということでしたけども、もう少し詳細に教えていただきたいのと、ほかのスポーツではできない、または以前にはあったけども現在は無いといったようなことの理由について教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在合同チームは第二中学校と第五中学校でサッカー部と野球部で実施をしているところでございます。

二中のサッカー部につきましては21名部員がおりますので、実際には二中は単独でサッカー部を運営するというか、試合に出られるというようなところがございまして、五中と一緒に合同チームをとって、五中のほうが男子、女子含めて17名というふうなところで、女子が出られる、出られないというのはちょっと把握しておりませんが、そのあたりを考慮して二中と五中と一緒に合同チームを編成しているというふうなことだと思います。

また、野球部につきましては二中のほうが8名、そして五中のほうが7名ということで、どちらの学校も単独では試合には出られないということがございまして合同チームを実施しているということです。

また、以前には、ちょっと把握ができておりませんが、実際に自分が所属したい部活動がない場合に、例えば武道のほうで、柔道部とかでほかの学校の部活動に参加をして実際に練習をしたりするというような部活を行っていたことはございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

ほかのスポーツに関しては指導者というか顧問がいなかったりだとかということが大きな原因なのかなというふうには感じてはおりますけども、私も最大のメリットというのは、先ほど御答弁をいただいたように公式

試合に出場できることだというふうに思います。

今後の問題として、2校の合同チームでも試合に出場できる人数が不足してしまった場合や、逆に合同チームを組んでいたけども、1校は単独でも試合に出場できる人数がそろってしまった、そういった場合などはどういうふうに対応していくのか教えていただけますでしょうか。

- 学校教育部参事（岡田博史君）** 大変難しい問題ではあるかと思うんですけども、例えば人数が単独でそろった場合、先ほどのちょうど第二中学校のサッカー部がそのような状況だと思いますけれども、悩ましい問題がございまして、単独でそろっているのになぜ合同チームをやるんでしょうかっていうような見方もできるのかなと思います。単独でやればレギュラーで出られるけれども、合同でやった場合には補欠にならなくてはいけないというようなことが起きたりとか、心情的な部分も出てくるケースもあるかと思います。非常に難しい問題ではあるかと思いますが、やはりそのような状況を迎えたときに、双方の学校がしっかりとこの活動をどうしていくのかということや学校間で話し合いをすることによって、一番子供たちにとっていいことはどういうことなのかということを検討した上で、今までどおり試合、練習を一緒に続けていくのか、または単独で行って、なかなかそろわないチームについては部員募集を徹底して行うとかというような対応をとるとか、さまざまな方法を校長先生を含めて考えていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。あくまでも子供がどうしたら一番いいのかということを中心に考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では次に、開かれた学校と部活指導の外部化によるメリットとデメリットについてでございますけれども、外部指導者についてはデメリットがないというふうなことでしたけれども、外部指導者の確保について登録状況や登録の流れ、また外部指導者の募集はどのようにしているのかというのを教えていただけますでしょうか。

- 学校教育部参事（岡田博史君）** 外部指導者の登録につきましては、まず学校からの推薦を上げていただくような形になっております。学校のほうでこの方を外部指導者として部活動に入れたいということで、それを市の教育委員会のほうが承認をするというような形をとっております。現在は外部指導員でございますけれども、25名が市内の学校、中学校5校で登録をしている状況でございます。これは年度によってさまざまでございますけれども、市内に在住の方から市外の方までいらっしゃるという状況になっております。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

では、外部指導者による専門的な知識や技術指導により生徒のレベルアップや部活動の活性化、廃部をなくすためにも外部指導者の活用は不可欠であるというふうに思っております。また、教員の負担を軽減するためにも外部指導者の活用は重要であるというふうに思います。国も多忙な教員を支援するため、外部人材を大幅に増員するチーム学校を打ち出し、地域スポーツの指導者などが教員にかわって部活動の指導を教え、教員が授業に専念できるよう環境を整備し、いわば教員の働き方改革への検討がされております。

現在の当市における外部指導者の活動内容について教えていただけますでしょうか。

- 学校教育部参事（岡田博史君）** 外部指導者はなかなか技術的な部分だけ教えればいいのかと申しますと、実はそうではございませんで、やはり部活動と申しますのは教育の一環でございますので、その指導者にもかなりの能力や資質が重要であるかというふうに思っております。専門的な知識はもちろんのこと、生徒の健康面への配慮または校長の学校経営方針についての十分な理解、そして関係方面との綿密な連携、活動時間等校内

ールの遵守、学習活動との両立や他の活動への配慮、さまざまこういう資質や能力が必要で、生徒にも能力を、技術的な能力を高めるというような指導だけではなくて、マナーだとかそういうコミュニケーションの問題だとか、さまざまなことを外部指導者も指導しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ただいま参事のほうから御答弁いただいたとおりでというふうに思います。

ここで1点、私が心配をするところなんですけれども、外部指導者の採用に当たって、今参事がおっしゃったとおりなんですけれども、学校が留意しなければならないことっていうのは、教育活動の一環としての部活動が学校教育の枠から外れないよう適切に管理することであるというふうに思います。例えば外部指導者には部活動があくまでも教育活動の一環であるということと、基本的な指導の方針、どのような子供を育てようとしているのかといった基本的な事柄について事前に説明し、十分に理解をしてもらわなければならないというふうに思います。いわゆる部活動を私物化しないように注意していただきたいというふうに思いますけれども、この点についてももう一度、済みません、お願いいたします。

○学校教育部参事（岡田博史君） まさに今議員がおっしゃったとおりでございます。先ほども申しましたが、やはり学校経営方針というのがございます。部活動もその教育の一環でございますので、校長と外部指導員の方もきちんと話をし、その方針を理解した上で、どんな子供たちを育てていくのかということを通認識した上で部活動も進めていくことが大事であると思います。そういった意味では、外部指導員の存在というのは非常に大きなものでございますので、さらに子供たちの部活動の推進のために活用も図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

では、この項目最後の備品の老朽化についてでございますけれども、先ほどの市長の御答弁で、部活の実施には活動場所や備品の消耗ぐあい等さまざまな課題があるとのことでしたけれども、私の母校でもあります四中の女子バレー部で活躍をしている子供のお母様から相談を受けたのですが、最近、女子バレー部も強くなってきているということでございまして、前回の新人戦ではあと1つ勝てば都大会出場というところで惜しくも負けてしまったということでございました。

その後、子供たちは次を目指して頑張っているそうですけれども、練習の場所がなくて困っているというようなことでございました。学校の体育館もそんなに使えるわけではありませんし、なので市民体育館に当たってみたということですが、そちらも使用することができなかったということです。

そこをお願いなんですけれども、例えばですけども、四中の近くで考えますと八小とか九小の体育館を放課後の部活の時間帯に使用させてあげられるようなことができたらいいかないかなというふうに思うんですけれども、その点についてお伺いをさせていただきます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 放課後の時間と申しますのは、例えば小学校も6時間目まで授業を行うというようなことになると、3時半以降も体育館等を使うというような、教育活動の中で体育館、そういう施設を使う形になります。また、さまざま放課後においても、子供たちが下校した後も小学校の施設においては放課後で活動する放課後子ども教室だとかというようなところもございますので、なかなか施設があいている状況っていうのはつくれないところもあるかと思います。

また、夕方の時間帯等もまた社会教育団体とかというような貸し出し、詳細についてはちょっと私はわかりませんが、そちらでの貸し出し等もあって、調整はかなり必要になってくるかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 難しいということですけども、思い返してみれば、我々というか、私が中学生のころ、土曜日、当時は学校ありましたので、土曜日が終わった後とか、九小の体育館をお借りして練習をしたというような思い出もございまして、それで聞かせていただいたような次第でございますけども、毎日使用するというのは当然無理なこととは思いますが、あいてるときに使わせていただくというのは可能ではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） クラブ活動の場所ということで今お話がございました。

学校間での利用の予定ですとか、そういうことも含め、また社会教育団体等の活動とのすみ分け、そういうことも含めまして少し検討した上で方向性を出していければと考えております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 私、ふだんから申し上げてますけど、いろんな事業をするに当たりまして、誰のためにやってるんだということ、今回荒幡議員の質問でいえば子供のためにどうなんだということなんで、15あってあと14校あいてるわけだから、その中でどこが使えるかどうかというのはいっかりとリンクをして、子供のためにやるために、教育委員会も多分そういうふうな考えで一生懸命やっていたらというふうには思いますが、そんな方向でできればというふうには思っています。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。今市長のほうから心強い御答弁をいただきましたので、安心をして次の質問に移りたいと思います。

備品の老朽化で申し上げますと、ただいま小学校の体育館というような話をさせていただきましたけども、私が全部見たわけではないんですけども、九小と十小のバレーボールのポールとネットの老朽化というのは、これひどいものでございまして、九小に関しては今では余りお目にかかれなような、鉄の棒を穴に刺して高さ調節をするってようなポールをまだ使っております。ワイヤーがもう針金のようにささくれている、そんなようなネットを使っていると。また十小に関しましては、油を差さないと高さ調節ができないポールを使っております、やはりワイヤーが針金のようにささくれているネットを使っております。どちらも何がをする人が出る前に確認をしていただいて、更新をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 小中学校ともに社会教育団体の利用が可能となっております、特に部活動のない小学校のほうでは社会教育団体が独自で使用する備品等も学校長の許可のもと保管等している場合があります。子供たちが使用するものであれば、そのあたりのすみ分け等ございますが、安全を第一に学校予算の範囲で今も種類や買い替え等行っておりますので、そのあたりは学校のほうにも相談していただきながら進めていただければと思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひこの更新についても前向きにしていいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、最後の項目に移らせていただきます。

家族の住まい方ということでお伺いをさせていただきます。

本市における理想の家族の住まい方についてですが、先ほども壇上で述べさせていただきましたが、子は親がそばにすることで育児に関する協力を得やすくなるので、出産、育児への不安が減り出生率の向上につながります。親は子がそばにすることで介護が必要になったときに協力を得やすくなり、孫がそばにすることで元気も出てきます。

子育てや介護という厳しい現実問題を家族間で助け合えるのが理想の家族の住まい方ではないかというふうには私は考えますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 壇上で荒幡議員も御紹介していただきましたけど、やはり内閣府の調査なんかを見ますと、理想の家族の住まい方ということで、先ほど御紹介していただいた割合で、近くに住む近居、それから三世代同居というのが半分を超えてると。夫婦のみとか、それから祖父母と離れてるところよりも多いというようなところはこのような調査を見てとれるところでございます。

そんなところで、祖父母が近くにいるほどやはり実際の出生の数ですか、それも近ければ近いほど高いというような調査結果もございます。三世代同居が一番高いというようなところもございますので、本市ではなかなかそのような今施策をしてないところがございますけれども、その皆様方が望む住まい方に沿った国の助成制度、補助制度もここで創設されてきておりますので、そのような事業、施策を市民の皆様方に広く周知して活用していただけたらと思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、日本一子育てしやすいまちづくりについてでありますけども、三世代同居や近居についての支援は予定をしていないというようなことでしたけども、近隣市では清瀬市などが実施しておりますが、他自治体の取り組みについて教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 他の自治体の支援状況でございますが、ホームページ等から東京都内ですと4つの区市の実施を把握してございます。ただいま議員がおっしゃった清瀬市でございますが、子育て世帯近居支援事業といたしまして、市外から市内に親世帯または子世帯どちらかが市内に在住の親世帯、子世帯と近居のために転居する場合に10万円を上限に引っ越し費用及び不動産登記費用の2分の1を助成する制度を実施しております。

区部におきましては、千代田区が親世帯近居への住みかえや子供の成長等による区内転居に助成金を支給しております。世帯人数と年数によって助成額が変更となる制度でございますが、最大のところで6人世帯で親元近居の場合では最大で月額8万円、年数によって変わるんですが、8年目になりますと月額2万4,000円というような金額で支給されるようになってございます。北区におきましては、親世帯近居のため住宅を取得する子育て世帯に登記費用を20万円を上限に助成をしております。品川区では、三世代すまいるポイントとして、近居・同居することになったファミリー世帯へ転入・転居費用の一部をポイントとして1ポイント1円で10万ポイントを上限として交付いたしまして、協賛店で交換品と交換できるような制度を実施しておると把握してございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

東京以外でもさまざまな事業が展開をされているところではありますけども、内閣府が調査した資料により

ますと、性、年代別に見た理想の家族の住まい方には、祖父母と近居という回答者は男女とも30代が最も多く、男性が50%、女性が48.5%となっております。また、男性では40代でも約4割と高くなっており、女性では20代から40代で4割以上と高くなっております。

この調査資料を見ても、子育て世代の約半数は近居を望んでいるということがわかりますけども、その点についても一度御答弁お願いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 年代別のはちょっとわからないんですけども、今そんな中で住まい方というか、手助けをしてほしいと望む方は非常に多いということは把握してつもりでございます。8割ぐらいの方がやはりお子さんが小学校を卒業するぐらいまでは何かしらの手助けをしてほしいと思っている方が非常に多いということは把握しておりますので、それがやはり遠く、田舎と都会とかいうとなかなか無理だと思いますので、そこは手を差し伸べていただけるのはやはり近居が一番いいのかなというところで、近居を望む方が一番割合では多いのかなというふうに見てとれるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

済みません、質問の仕方が悪かったのだと思いますけども、いわゆる生産世代の方々が近居を望んでいるということでございますので、本市にとってもチャンスが非常にあるということが、済みません、言いたかったことでございまして、失礼いたしました。

都心では、子世帯が住みなれた都会を捨て切れずに親世帯を近くに住ませる近居が多くなっているようですが、当市で考えますと、親元に子世帯が戻ってくるのが十分に考えられるというふうに思います。例えば都営住宅に住んでいる親の近くに家を購入する近居や、生まれ育った家をリフォームしての三世代同居や、空き家を利用しての三世代同居など、東大和市の状況に適した日本一子育てしやすいまちづくりの施策として三世代同居や近居への支援に対する取り組みが重要だというふうに思いますけども、市の見解をお伺いできればというふうに思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 親世帯と子世帯が子育てで助け合いやすいという三世代同居につきましては、子育て支援の施策として今関心が高まっております、東大和市のほうでも三世代同居も近居もやはり考えられる状況ではあるかと思えます。

今後どのような支援が東大和市に合っているのか、やはり近居が割合が高いというのは、同居はなかなか、顔を直接合わせるというところでは難しい部分もあったりするのかもしれませんが。その辺も含めて、当市の三世代の近居、同居にどのような施策が効果的なのかというところを今後調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ当市に合った施策を調査、研究していただければというふうに思います。

同居・近居の促進は、子育て世帯への負担軽減、介護や医療などの社会保障の負担軽減のメリットがございます。市の積極的な取り組みを要望いたしまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○副議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時34分 延会